

第3回三重県海岸保全基本計画 検討委員会

説明資料1

令和7年3月11日(火)

三重県

- | | |
|--------------------------------------|---------|
| 1. 前回委員会での意見と対応 | P6～P10 |
| 2. 三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会の
検討結果について | P11～P27 |
| 3. 海岸保全基本計画の変更について | P28～P37 |
| 4. 三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案) | P38～P43 |
| 5. 熊野灘沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案) | P44～P46 |
| 6. 今後のスケジュール | P47～P49 |

海岸保全基本計画の変更について

地球規模の気候変動

■「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」による第5次評価報告書(平成25(2013)年)

- 気候システムの温暖化には疑う余地がなく、大気と海洋は温暖化し、雪氷の量は減少し、海面水位は上昇している。
- 21世紀の間、世界全体で大気・海洋は昇温し続け、世界平均海面水位は上昇を続けるであろう。

国の対応

○令和2(2020)年11月

農林水産大臣及び国土交通大臣：海岸保全基本方針の変更

○令和3(2021)年7月

農林水産大臣及び国土交通大臣：海岸保全施設の技術上の基準を定める省令の一部改正

○令和3(2021)年8月

海岸関係4省庁担当課長：気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等について



【三重県】

- 三重県の沿岸について、海岸保全基本方針に基づき、将来的な気候変動の影響を考慮した計画変更の検討に着手
- 上記関連の海岸保全基本計画本文を変更

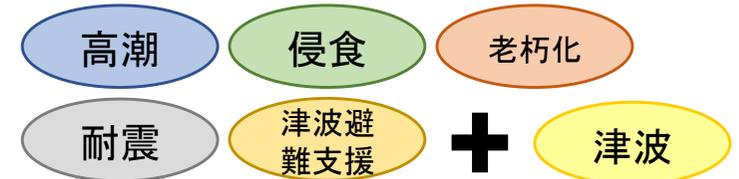
海岸保全基本計画の制度の概要

■「海岸保全基本計画」の変更の必要性

（平成27(2015)年度）三重県海岸保全基本計画

- 「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」平成27年12月変更
- 「熊野灘沿岸海岸保全基本計画」平成28年3月変更
- 東日本大震災を受け、国の中央防災会議より今後の海岸堤防等の整備については、比較的頻度の高い一定程度の津波に対して整備するよう示されたことから、防護指標に津波を追加

（防護指標）



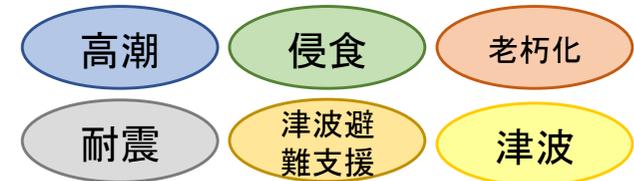
（令和7(2025)年度予定）三重県海岸保全基本計画の変更

気候変動による影響を考慮した対策へ転換

海岸の保全に関する基本的な方針(R2.11) 主な変更箇所:

- 気候変動の影響による外力の長期変化量を適切に推算する。(追加)
- 都市計画等のまちづくりと連携を行うなど、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を行う。(変更・一部追加)
- 侵食対策については、予測を重視した順応的砂浜管理を行う。(追加)
- 防護のみならず環境や利用の面から優れた面的防護方式による整備を推進する。(変更)

（防護指標：気候変動対応）



海岸保全基本計画の変更について

■ 検討委員会の流れ

第1回 三重県海岸保全基本計画検討委員会

1. 海岸保全基本計画とは
2. 現行基本計画とこれまでの取組
3. 今回、計画変更が必要となった経緯
4. 技術部会の検討状況
5. 具体的な変更の方向性



第2回 三重県海岸保全基本計画検討委員会

- 三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会の検討状況について
- 三河湾・伊勢湾沿岸、熊野灘沿岸海岸保全基本計画本文の変更案(利用・環境)について



第3回 三重県海岸保全基本計画検討委員会

- 三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会の検討結果について
- 『海岸保全基本計画』の変更計画(原案)について

1. 前回委員会での意見と対応

1. 前回委員会での意見と対応

① 技術部会の検討状況について

No.	意見	回答・対応方針	頁
1	IPCCによる評価報告書の最新版は第6次だが、第5次の報告書を採用する理由は何か。	海岸所管省庁からの通達に従って採用するものとしている。	—
2	技術部会で砂浜についても考えてほしいという意見があったが、海面上昇により浜幅が狭くなり遡上高が高くなるから、ぜひ検討をお願いしたい。	技術部会では外力の変化幅を第一に検討してきた。利用・環境を考えると嵩上げは必ず最善とは言えず、面的防護など他の対策もあるということを考えてきた。	—

1. 前回委員会での意見と対応

② 海岸保全基本計画の本文変更について

No.	意見	回答・対応方針	頁
1	水質の汚濁という項目があるが、藻場など生態系の影響を考える時、下水処理技術が高度すぎて供給される栄養塩が減少するのではないかという意見もあるため、汚濁ではなく、単に水質で表すのがどうか。	ご指摘の部分については、隣県と調整したうえで、記載方法に配慮する形で変更していく。	—
2	漁業者の観点からは、現状は汚濁というよりは貧栄養と思っている。窒素、リンは相当減少し、生物あるいは植物プランクトンが発生するための栄養が不足する海に現状になっているため、そのあたりの表現を考えていただきたい。	上記同様。	—
3	瀬戸内海では海の美しさと豊かさを両立するような水質管理に変えており、その辺を意識していることを表現として残しておいても良い。	上記同様。	—

1. 前回委員会での意見と対応

② 海岸保全基本計画の本文変更について

No.	意見	回答・対応方針	頁
4	大前提の目的が本文のどこに反映されているのかわかりやすく記述すること。	ご指摘の部分について、両沿岸の統一性も考慮しながら更新する箇所を検討させていただく。	—
5	海面上昇や高潮・高波の増加に伴って浸水リスクが上昇し、海岸防護に対するソフト対策はハザードマップの整備だけなら三重県の活性力を維持できない。海岸保全基本計画の範囲外の施策との連携や、関係組織間の調整強化など三重県全体としての整合性を確保することが重要と考える。	海岸保全基本計画の範囲内での記載を検討しつつ、計画を県組織内で共有し、避難計画等については減災の専門家の意見も踏まえて情報提供や連携を図っていく。	—

1. 前回委員会での意見と対応

② 海岸保全基本計画の本文変更について

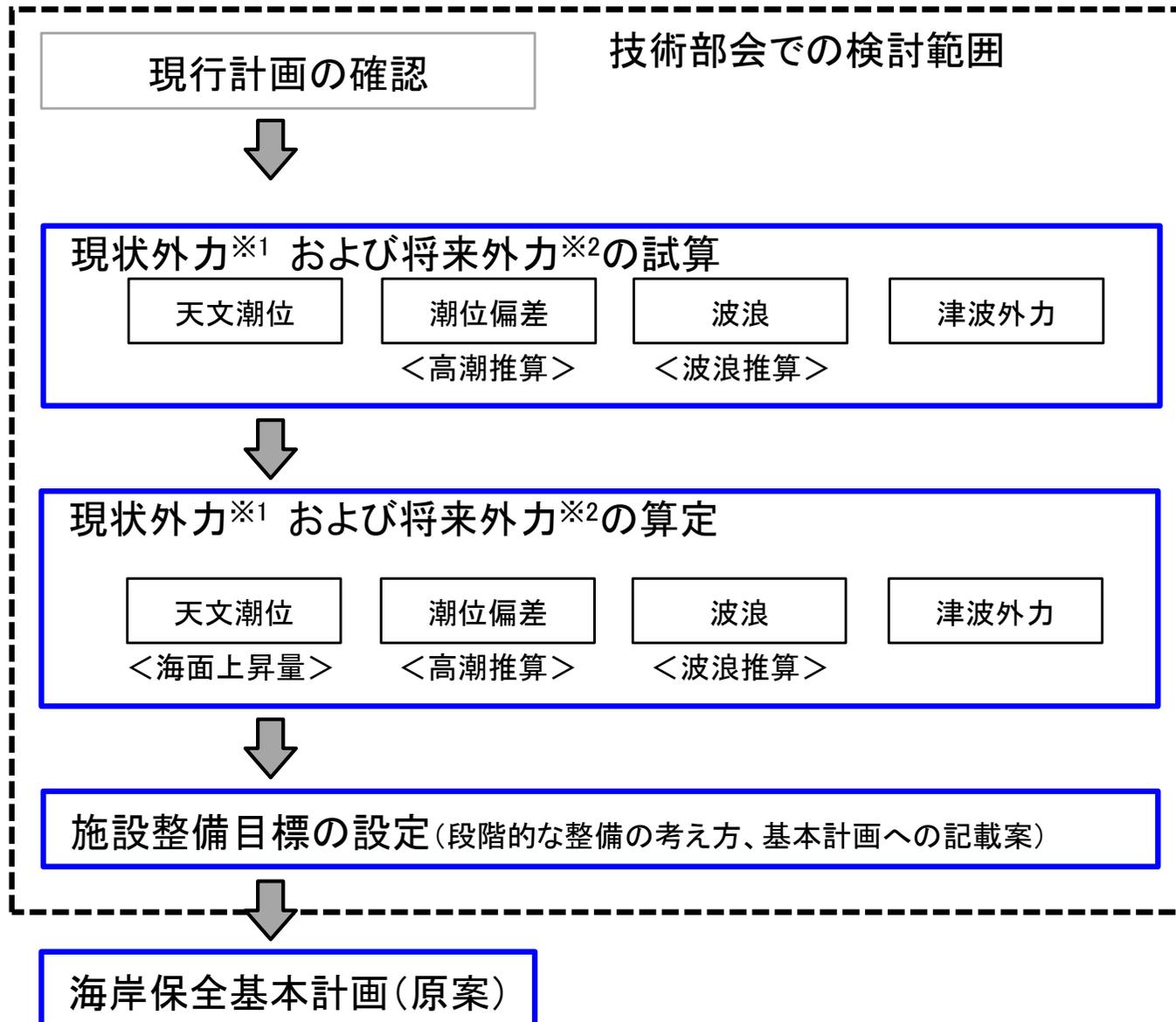
No.	意見	回答・対応方針	頁
6	三重県にも洋上風力の計画があり、沿岸域に風車のような大きい構造物を建設する場合の計画はどのようになっているのか。	洋上風力は海岸保全基本計画の範疇外となっているので、別で考える必要が有る。	—
7	海岸の範囲をどこまでと規定するのは難しいが、津波等により構造物が流されて漂流することもあるため、どこかで考える必要が有る。	承知しました。	—

2. 三重県海岸保全基本計画検討委員会 技術部会の検討結果について

- 2.1 技術部会の検討内容について**
- 2.2 気候変動の影響を踏まえた設計外力の検討結果について**
- 2.3 検討結果のまとめ**
- 2.4 海岸保全基本計画への記載内容(案)**

2.1 技術部会の検討内容について

気候変動を踏まえた海岸保全基本計画変更までの流れ



※1「現状外力」とは気候変動の影響を考慮する前の外力 (ケース1)

※2「将来外力」とは将来的な気候変動による影響を考慮した場合の外力 (ケース2)

2.2 気候変動の影響を踏まえた設計外力の検討結果について

① 既存施設の選定

- 下図に示す10地点を代表施設とし、気候変動後(検討ケース1と検討ケース2)の外力条件に基づく既存施設への性能評価を実施する。



対象施設の位置図

対象施設の構造形式

番号	海岸名	対象となる構造
1	長島地区海岸	堤防
2	千代崎港海岸山中	堤防
3	津松阪港阿漕藤枝米津	堤防
4	宇治山田港海岸二見	堤防
5	鳥羽港海岸岩崎	護岸
6	的矢港海岸的矢	護岸
7	国府地区海岸	護岸
8	相賀浦東地先海岸	堤防
9	長島港中ノ島地区	護岸
10	阿田和地区海岸	堤防

2.2 気候変動を踏まえた計画外力による既存施設の評価結果(詳細)

② 既存施設の必要天端高の算定

- 検討対象施設について、以下の項目を整理・比較検討した。
 検討の結果、一部地区では気候変動後(検討ケース2)の必要天端高が計画天端高(現行)を超過するため、計画の見直しが必要となる。

気候変動前後 (検討ケース1、検討ケース2) の外力に必要な天端高の検討結果

T.P.,m

No	海岸名	構造形式	①-1 設計 高潮位 現行	①-2 * 設計 津波 現行	①-3 計画 天端高 現行	②-1 設計 高潮位 検討 ケース1	②-2 * 設計 津波 検討 ケース1	③-1 設計 高潮位 検討 ケース2	③-1' 高潮・高波によ る必要高さ 検討 ケース2	③-2 * 設計津波 検討 ケース2	④** 必要天端高 検討 ケース2	判定 ①-3と④ の比較
1	長島地区海岸	堤防	4.52	3.62	8.50	4.76	4.02	5.29	10.82	4.02	10.82	NG
2	千代崎港海岸 山中	堤防	3.82	4.48	6.35	3.82	4.78	4.26	7.64	5.08	7.64	NG
3	津松阪港海岸 阿漕藤枝米津	堤防	3.08	5.08	6.10	3.38	5.38	3.89	6.06	5.88	6.06	<u>OK</u>
4	宇治山田港海岸 二見	堤防	2.51	5.92	3.77	2.86	5.92	2.87	6.62	6.12	6.62	NG
5	鳥羽港海岸 岩崎	護岸	2.51	7.14	2.77	2.51	6.94	2.62	2.95	7.34	7.34	NG
6	的矢港海岸 的矢	護岸	2.51	8.22	2.77	2.51	8.12	2.52	3.12	8.52	8.52	NG
7	国府地区海岸	護岸	2.65	12.13	6.50	2.65	11.73	2.72	7.38	12.13	12.13	NG
8	相賀浦東地先海岸	堤防	2.99	8.11	8.10	2.99	8.01	3.40	9.87	8.41	9.87	NG
9	長島港海岸 中ノ島地区	護岸	2.84	5.56	3.20	2.84	5.46	2.84	3.06	5.96	5.96	NG
10	阿田和地区海岸	堤防	2.78	9.26	11.72	3.18	10.26	3.18	6.35	10.46	10.46	<u>OK</u>

* 広域地盤沈下量を含む
 ** ③-1'と③-2との比較

**必要天端高＝高潮・高波、津波から防護するために必要な高さ。

2.3 検討結果のまとめ

検討結果とりまとめ

- 部会では、海岸保全施設にかかる外力として、天文潮位、潮位偏差、波浪、津波について検討した。
- 検討の結果、今後の海岸保全施設の整備については、気候変動の影響を考慮した外力を対象とする必要が生じた。
- 気候変動の影響を考慮した外力及びその影響について、海岸保全基本計画に記載することを部会意見とする。

2.4 海岸保全基本計画への記載内容(案)

① 三河湾・伊勢湾沿岸 防護部分に記載する内容案

現行基本計画記載内容	変更記載内容(案)
<p>はじめに</p> <p>三河湾・伊勢湾沿岸は、愛知県田原市伊良湖町伊良湖岬から三重県伊勢市二見町神前岬に至る海岸延長約 700km の区域である。</p> <p>当沿岸は、三河湾や伊勢湾で構成された内湾として特色のある海岸地形と海岸景観を有し、古くから育まれた歴史的風土と内湾特有の水辺とかかわる文化、そしてわが国有数の水量を誇る大河が注ぎこむ伊勢湾の豊かな漁業資源が人々の誇りとなっている。</p> <p>海岸は陸域と海域の結節点として、多様な生態系が育まれる場所であり、穏やかな内湾を背景に内湾特有の動植物の宝庫となっている。このため、名古屋圏の大都市と四日市などの一大工業地帯を背景に持っているにもかかわらず、国立公園・国定公園・県立自然公園の指定を多く受けており、優れた自然環境が残されている。さらには穏やかな内湾の水域環境を利用した海水浴、釣り、ボードセーリングなどの海洋性レクリエーションが盛んであり、中部地区の拠点としての位置付けもなされている。</p> <p>このような穏やかな自然環境や多様な海岸利用が見られる一方で、当沿岸はこれまでに伊勢湾台風をはじめとする甚大な高潮災害等を受けてきた。こうした歴史的な背景から、災害時の安全性を求める気持ちは非常に強く、愛知県・三重県では海岸災害の脅威から県民の生命・財産並びに県土を保全するため、海岸保全施設の整備と適正な管理を着実に進めてきたところである。</p> <p>しかし、沿岸域に設置されている海岸保全施設の中には築後 50 年以上経過するものもあり、老朽化や洗掘等による機能低下が懸念されていることや、近年発生が予測されている南海トラフを震源とする地震による災害を脅威としていることから、今後はこれらへの対策を進めていくことが必要となっている。</p> <p>一方、平成 11 年に改正された「海岸法」では、これまでの「災害からの海岸の防護」に加えて「海岸環境の整備と保全」および「公衆の海岸の適正な利用」が目的に追加され、「防護」「環境」「利用」の 3 つが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するとともに、地域の特性を生かした海岸づくりを目指すこととなった。このため都道府県知事は、国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき学識経験者、関係市町村長、海岸管理者の意見を聴くとともに、地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を策定することとなった。</p> <p>このような背景の下、愛知県・三重県では、三河湾・伊勢湾沿岸を広域的な視点でとらえ、海岸防護のための海岸保全施設の整備はもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した総合的な海岸保全を目的とした「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」を策定し、各海岸の特性に応じた積極的な計画の遂行と適切な管理や利用を図ってきた。</p> <p>そのような中で、平成 23 年 3 月の東日本大震災による甚大な津波被害を契機として、地震・津波防災における新たな知見や、防護と減災という 2 つの外力レベルの考え方が国から提示された。</p> <p>また、平成 26 年 6 月の海岸法の改正では、津波・高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、海岸保全施設の適切な維持管理の推進等の所要の措置を講じることとされた。</p> <p>これらを踏まえ、平成 27 年 12 月に、海岸保全基本計画の変更を行うこととした。</p>	<p>はじめに</p> <p>三河湾・伊勢湾沿岸は、愛知県田原市伊良湖町伊良湖岬から三重県伊勢市二見町神前岬に至る海岸延長約 699km の区域である。</p> <p>当沿岸は、三河湾や伊勢湾で構成された内湾として特色のある海岸地形と海岸景観を有し、古くから育まれた歴史的風土と内湾特有の水辺とかかわる文化、そしてわが国有数の水量を誇る大河が注ぎこむ伊勢湾の豊かな漁業資源が人々の誇りとなっている。</p> <p>海岸は陸域と海域の結節点として、多様な生態系が育まれる場所であり、穏やかな内湾を背景に内湾特有の動植物の宝庫となっている。このため、名古屋圏の大都市と四日市などの一大工業地帯を背景に持っているにもかかわらず、国立公園・国定公園・県立自然公園の指定を多く受けており、優れた自然環境が残されている。さらには穏やかな内湾の水域環境を利用した海水浴、釣り、ボードセーリングなどの海洋性レクリエーションが盛んであり、中部地区の拠点としての位置付けもなされている。</p> <p>このような穏やかな自然環境や多様な海岸利用が見られる一方で、当沿岸はこれまでに伊勢湾台風をはじめとする甚大な高潮災害等を受けてきた。こうした歴史的な背景から、災害時の安全性を求める気持ちは非常に強く、愛知県・三重県では海岸災害の脅威から県民の生命・財産並びに県土を保全するため、海岸保全施設の整備と適正な管理を着実に進めてきたところである。</p> <p>しかし、沿岸域に設置されている海岸保全施設の中には築後 60 年以上経過するものもあり、老朽化や洗掘等による機能低下が懸念されていることや、近年発生が予測されている南海トラフを震源とする地震による災害を脅威としていることから、今後はこれらへの対策を進めていくことが必要となっている。</p> <p>一方、平成 11 年に改正された「海岸法」では、これまでの「災害からの海岸の防護」に加えて「海岸環境の整備と保全」および「公衆の海岸の適正な利用」が目的に追加され、「防護」「環境」「利用」の 3 つが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するとともに、地域の特性を生かした海岸づくりを目指すこととなった。このため都道府県知事は、国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき学識経験者、関係市町村長、海岸管理者の意見を聴くとともに、地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を策定することとなった。</p> <p>このような背景の下、愛知県・三重県では、三河湾・伊勢湾沿岸を広域的な視点でとらえ、海岸防護のための海岸保全施設の整備はもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した総合的な海岸保全を目的とした「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」を策定し、各海岸の特性に応じた積極的な計画の遂行と適切な管理や利用を図ってきた。</p> <p>そのような中で、平成 23 年 3 月の東日本大震災による甚大な津波被害を契機として、地震・津波防災における新たな知見や、防護と減災という 2 つの外力レベルの考え方が国から提示された。</p> <p>また、平成 26 年 6 月の海岸法の改正では、津波・高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、海岸保全施設の適切な維持管理の推進等の所要の措置を講じることとされた。これらを踏まえ、平成 27 年 12 月に、海岸保全基本計画の変更が行われた。</p>

2.4 海岸保全基本計画への記載内容(案)

① 三河湾・伊勢湾沿岸 防護部分に記載する内容案

現行基本計画記載内容	変更記載内容(案)
	<p>さらに、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言(令和2年7月)を踏まえ、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するために、令和2年11月に海岸保全基本方針が変更された。また、令和3年7月に海岸保全施設の技術上の基準を定める省令が一部改正されるとともに、令和3年8月には気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等に関する技術的な助言や参考資料等が国から発出された。愛知県・三重県では国の方針に基づき、気候変動の影響による平均海面水位の上昇や台風の強大化等を踏まえ、海岸保全施設等の計画外力の設定に必要な技術基準などを見直し、ハード対策やソフト対策を組み合わせ、気候変動適応策を具体化する検討を進めた。</p> <p>これらを踏まえ、令和7年〇月に、海岸保全基本計画の変更を行うこととした。</p> <p>なお、気候変動による影響については、現在入手可能なデータと最新の知見を最大限に活用し、可能な限り精度の高い予測を行った。しかしながら、気候変動予測は、その性質上、不確実性を完全に排除することができない。今後、さらなるデータ蓄積や予測技術の進展に伴い、予測結果が更新される可能性がある。また、気候変動影響の評価手法や適応策についても、技術開発の進展が期待される。</p> <p>従って、当計画は現時点における最良の知見に基づくものであることから、今後、新たな知見や予測データが得られた際には、速やかに内容を見直し、必要に応じて計画に反映し変更することとする。</p>

2.4 海岸保全基本計画への記載内容(案)

① 三河湾・伊勢湾沿岸 防護部分に記載する内容案

現行基本計画記載内容	変更記載内容(案)																								
<div data-bbox="114 391 1086 454" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2-5 三河湾・伊勢湾沿岸を考えるキーワード</p> </div> <p data-bbox="114 454 1086 518">これまで紹介してきた「防護」「環境」「利用」の各要素を基に、これからの三河湾・伊勢湾沿岸を考える上で問題点や課題となるキーワードを列記する。</p> <div data-bbox="114 518 1086 582" style="background-color: #fff9c4; padding: 5px;"> <p>2-5-1 沿岸域の「防護」に関するキーワード</p> </div> <table border="1" data-bbox="174 614 1075 1077"> <thead> <tr> <th></th> <th>キーワード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 海岸災害の脅威</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 伊勢湾台風・13号台風の記憶 ✓ 高潮等による被災 ✓ 気候変動に伴う台風の強大化、海面上昇 </td> </tr> <tr> <td>2. 防護機能の低下</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 海岸堤防の老朽化・洗掘等 ✓ 水門・陸閘等の老朽化・操作性の悪さ </td> </tr> <tr> <td>3. 砂浜の減少</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 海岸侵食 ✓ 自然の消波機能の低下 </td> </tr> <tr> <td>4. 地震・津波災害への不安</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 南海トラフ地震の発生の可能性 ✓ 液状化の危険性 ✓ 津波災害の危険性 </td> </tr> <tr> <td>5. 災害への備え</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 沿岸域に広がる低平地、ゼロメートル地帯 ✓ 沿岸域への人口の集中 ✓ 埋立地の都市化 ✓ 地域防災体制づくりへの取組み ✓ 水門・陸閘等の運用時の安全性確保 </td> </tr> </tbody> </table>		キーワード	1. 海岸災害の脅威	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 伊勢湾台風・13号台風の記憶 ✓ 高潮等による被災 ✓ 気候変動に伴う台風の強大化、海面上昇 	2. 防護機能の低下	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 海岸堤防の老朽化・洗掘等 ✓ 水門・陸閘等の老朽化・操作性の悪さ 	3. 砂浜の減少	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 海岸侵食 ✓ 自然の消波機能の低下 	4. 地震・津波災害への不安	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 南海トラフ地震の発生の可能性 ✓ 液状化の危険性 ✓ 津波災害の危険性 	5. 災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 沿岸域に広がる低平地、ゼロメートル地帯 ✓ 沿岸域への人口の集中 ✓ 埋立地の都市化 ✓ 地域防災体制づくりへの取組み ✓ 水門・陸閘等の運用時の安全性確保 	<div data-bbox="1160 391 2110 454" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2-5 三河湾・伊勢湾沿岸を考えるキーワード</p> </div> <p data-bbox="1160 454 2110 518">これまで紹介してきた「防護」「環境」「利用」の各要素を基に、これからの三河湾・伊勢湾沿岸を考える上で問題点や課題となるキーワードを列記する。</p> <div data-bbox="1160 518 2110 582" style="background-color: #fff9c4; padding: 5px;"> <p>2-5-1 沿岸域の「防護」に関するキーワード</p> </div> <table border="1" data-bbox="1220 614 2139 1236"> <thead> <tr> <th></th> <th>キーワード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 海岸災害の脅威</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 伊勢湾台風・13号台風の記憶 ✓ 高潮等による被災 ✓ 気候変動に伴う台風の強大化、海面上昇 </td> </tr> <tr> <td>2. 防護機能の低下</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 海岸堤防の老朽化・洗掘等 ✓ 水門・陸閘等の老朽化・操作性の悪さ ✓ 気候変動による台風の強大化、海面上昇に伴う施設高の不足 </td> </tr> <tr> <td>3. 砂浜の減少</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 海岸侵食 ✓ 気候変動による海面上昇に伴う砂浜の減少・消失 ✓ 自然の消波機能の低下 </td> </tr> <tr> <td>4. 地震・津波災害への不安</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 南海トラフ地震の発生の可能性 ✓ 液状化の危険性 ✓ 津波災害の危険性 </td> </tr> <tr> <td>5. 災害への備え</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 沿岸域に広がる低平地、ゼロメートル地帯 ✓ 沿岸域への人口の集中 ✓ 埋立地の都市化 ✓ 地域防災体制づくりへの取組み ✓ 水門・陸閘等の運用時の安全性確保 ✓ 気候変動による海面上昇に伴う津波水位の上昇 ✓ 気候変動による台風の強大化、海面上昇に伴う浸水区域の拡大、浸水深の増加 </td> </tr> </tbody> </table>		キーワード	1. 海岸災害の脅威	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 伊勢湾台風・13号台風の記憶 ✓ 高潮等による被災 ✓ 気候変動に伴う台風の強大化、海面上昇 	2. 防護機能の低下	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 海岸堤防の老朽化・洗掘等 ✓ 水門・陸閘等の老朽化・操作性の悪さ ✓ 気候変動による台風の強大化、海面上昇に伴う施設高の不足 	3. 砂浜の減少	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 海岸侵食 ✓ 気候変動による海面上昇に伴う砂浜の減少・消失 ✓ 自然の消波機能の低下 	4. 地震・津波災害への不安	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 南海トラフ地震の発生の可能性 ✓ 液状化の危険性 ✓ 津波災害の危険性 	5. 災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 沿岸域に広がる低平地、ゼロメートル地帯 ✓ 沿岸域への人口の集中 ✓ 埋立地の都市化 ✓ 地域防災体制づくりへの取組み ✓ 水門・陸閘等の運用時の安全性確保 ✓ 気候変動による海面上昇に伴う津波水位の上昇 ✓ 気候変動による台風の強大化、海面上昇に伴う浸水区域の拡大、浸水深の増加
	キーワード																								
1. 海岸災害の脅威	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 伊勢湾台風・13号台風の記憶 ✓ 高潮等による被災 ✓ 気候変動に伴う台風の強大化、海面上昇 																								
2. 防護機能の低下	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 海岸堤防の老朽化・洗掘等 ✓ 水門・陸閘等の老朽化・操作性の悪さ 																								
3. 砂浜の減少	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 海岸侵食 ✓ 自然の消波機能の低下 																								
4. 地震・津波災害への不安	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 南海トラフ地震の発生の可能性 ✓ 液状化の危険性 ✓ 津波災害の危険性 																								
5. 災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 沿岸域に広がる低平地、ゼロメートル地帯 ✓ 沿岸域への人口の集中 ✓ 埋立地の都市化 ✓ 地域防災体制づくりへの取組み ✓ 水門・陸閘等の運用時の安全性確保 																								
	キーワード																								
1. 海岸災害の脅威	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 伊勢湾台風・13号台風の記憶 ✓ 高潮等による被災 ✓ 気候変動に伴う台風の強大化、海面上昇 																								
2. 防護機能の低下	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 海岸堤防の老朽化・洗掘等 ✓ 水門・陸閘等の老朽化・操作性の悪さ ✓ 気候変動による台風の強大化、海面上昇に伴う施設高の不足 																								
3. 砂浜の減少	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 海岸侵食 ✓ 気候変動による海面上昇に伴う砂浜の減少・消失 ✓ 自然の消波機能の低下 																								
4. 地震・津波災害への不安	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 南海トラフ地震の発生の可能性 ✓ 液状化の危険性 ✓ 津波災害の危険性 																								
5. 災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 沿岸域に広がる低平地、ゼロメートル地帯 ✓ 沿岸域への人口の集中 ✓ 埋立地の都市化 ✓ 地域防災体制づくりへの取組み ✓ 水門・陸閘等の運用時の安全性確保 ✓ 気候変動による海面上昇に伴う津波水位の上昇 ✓ 気候変動による台風の強大化、海面上昇に伴う浸水区域の拡大、浸水深の増加 																								

2.4 海岸保全基本計画への記載内容(案)

① 三河湾・伊勢湾沿岸 防護部分に記載する内容案

現行基本計画記載内容	変更記載内容(案)
<div data-bbox="129 384 981 440" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">3-2 海岸の防護に関する事項</div> <div data-bbox="129 469 981 517" style="background-color: #fff9c4; padding: 5px;">3-2-1 海岸の防護の目標</div> <div data-bbox="448 549 665 576">1. 防護すべき地域</div> <div data-bbox="147 600 999 852"> <p>(1) 高潮対策における防護すべき地域 想定した高潮が来襲した場合に、浸水による被害の発生が想定される地域を防護すべき地域とする。</p> <p>(2) 地震・津波対策における防護すべき地域 想定規模の地震が起こった場合に、津波や施設の沈下・崩壊に伴う浸水による被害の発生が想定される地域を防護すべき地域とする。</p> <p>(3) 海岸侵食対策における防護すべき地域 侵食による被害の発生が想定される地域を防護すべき地域とする。</p> </div> <div data-bbox="483 874 629 901">2. 防護目標</div> <p>次に示す項目の防護水準達成を目標とし、その中で海岸管理者は、防護対象となる地域の利用状況やニーズに応じて、現況調査・性能照査を行い適切な対策を実施する。また、対策の実施にあたっては、河川、港湾、漁港等の各管理者ならびに関係機関と連携し、事業を進めていくものとする。</p> <div data-bbox="147 1050 344 1077">(1) 高潮対策の目標</div> <div data-bbox="174 1102 719 1129">○海岸保全施設の整備を行う上での目標 (施設整備目標)</div> <p>最も沿岸に被害を与えた伊勢湾台風・昭和28年13号台風規模を基本に、伊勢湾台風以降発生した高潮被害も踏まえた高潮に対し、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。 (なお、波浪については50年確率波浪を用いることを基本とする)</p> <div data-bbox="174 1281 999 1329">○「少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない対策を図る上での目標 (危機管理対策目標)」</div> <p>想定し得る最大規模の高潮に対し、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設の整備による効果と併せて、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進することを目標とする。 併せて、最悪の事態を想定、共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を推進することに取り組んでいく。</p>	<div data-bbox="1151 384 2047 440" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">3-2 海岸の防護に関する事項</div> <div data-bbox="1151 469 2069 517" style="background-color: #fff9c4; padding: 5px;">3-2-1 海岸の防護の目標</div> <div data-bbox="1541 555 1771 582">1. 防護すべき地域</div> <div data-bbox="1205 608 2130 831"> <p>(1) 高潮対策における防護すべき地域 想定した高潮が来襲した場合に、浸水による被害の発生が想定される地域を防護すべき地域とする。</p> <p>(2) 地震・津波対策における防護すべき地域 想定規模の地震が起こった場合に、津波や施設の沈下・崩壊に伴う浸水による被害の発生が想定される地域を防護すべき地域とする。</p> <p>(3) 海岸侵食対策における防護すべき地域 侵食による被害の発生が想定される地域を防護すべき地域とする。</p> </div> <div data-bbox="1576 853 1733 880">2. 防護目標</div> <p>次に示す項目の防護水準達成を目標とし、その中で海岸管理者は、防護対象となる地域の利用状況やニーズに応じて、現況調査・性能照査を行い適切な対策を実施する。また、対策の実施にあたっては、河川、港湾、漁港等の各管理者ならびに関係機関と連携し、事業を進めていくものとする。</p> <div data-bbox="1205 1029 1406 1056">(1) 高潮対策の目標</div> <div data-bbox="1227 1078 2130 1201">○海岸保全施設の整備を行う上での目標 (施設整備目標) 最も沿岸に被害を与えた昭和28年13号台風・伊勢湾台風規模の台風を基本に、気候変動により中心気圧が低下した場合に想定される高潮・波浪に対して、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、気候変動による海面上昇、施設の耐用年数を踏まえた海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。</div> <div data-bbox="1279 1225 1883 1252">(なお、波浪については50年確率波浪を用いることを基本とする)</div> <div data-bbox="1227 1276 2107 1324">○「少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない対策を図る上での目標 (危機管理対策目標)」</div> <p>気候変動下の将来において想定し得る最大規模の高潮に対し、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設の整備による効果と併せて、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進することを目標とする。 併せて、最悪の事態を想定、共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を推進することに取り組んでいく。</p>

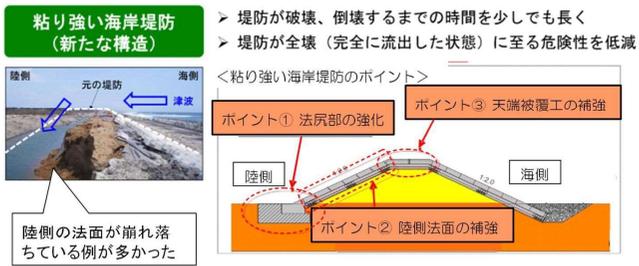
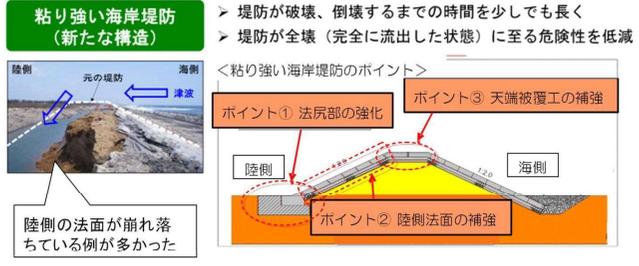
2.4 海岸保全基本計画への記載内容(案)

① 三河湾・伊勢湾沿岸 防護部分に記載する内容案

現行基本計画記載内容	変更記載内容(案)																						
<p>(2) 地震・津波対策の目標</p> <p>○海岸保全施設の整備を行う上での目標 (施設整備目標)</p> <p>南海トラフ沿いで発生する、発生間隔が数1年から百数年に一度規模の地震・津波(レベル1(L1)津波)に対し、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。</p> <p>○「少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない対策を図る上での目標 (危機管理対策目標)」</p> <p>発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波(レベル2(L2)津波)に対し、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設の整備による効果と併せて、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進することを目標とする。</p> <p>併せて、最悪の事態を想定、共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を推進することに取り組んでいく。</p> <p>(3) 海岸侵食対策の目標 現状の汀線を保持・保全すること、または目的に応じて復元することを目標とする。</p>	<p>(2) 地震・津波対策の目標</p> <p>○海岸保全施設の整備を行う上での目標 (施設整備目標)</p> <p>南海トラフ沿いで発生する、発生間隔が数十年から百数十年に一度規模の地震・津波(レベル1(L1)津波)に対し、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。 この際、気候変動による海面上昇、施設の耐用年数を踏まえた施設整備目標を検討する。</p> <p>○「少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない対策を図る上での目標 (危機管理対策目標)」</p> <p>発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波(レベル2(L2)津波)に対し、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設の整備による効果と併せて、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進することを目標とする。</p> <p>併せて、最悪の事態を想定、共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を推進することに取り組んでいく。</p> <p>(3) 海岸侵食対策の目標 現状の汀線を保持・保全すること、または目的に応じて復元することを目標とする。 気候変動による影響の予測や、モニタリングによる対策による効果を確認し、次の対策を検討する「順応的砂浜管理」を行う。</p>																						
<p>3-2-2 海岸の防護の目標を達成するための施策</p> <table border="1" data-bbox="235 922 665 1209"> <tr> <td>海岸災害の脅威</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 伊勢湾台風・13号台風の記憶 高潮等による被災 気候変動に伴う台風の強大化、海面上昇 </td> </tr> <tr> <td>防護機能の低下</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 海岸堤防の老朽化・洗掘等 水門・陸閘等の老朽化・操作性の悪さ </td> </tr> <tr> <td>砂浜の減少</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 海岸侵食 自然の消波機能の低下 </td> </tr> <tr> <td>地震・津波災害への不安</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震の発生可能性 液状化の危険性 津波災害の危険性 </td> </tr> <tr> <td>災害への備え</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸域に広がる低平地・ゼロメートル地帯 沿岸域への人口の集中 埋立地の都市化 地域防災体制づくりへの取組み 水門・陸閘等の運用時の安全性確保 </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">海岸の防護に関する施策の方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高潮災害への対策 2. 地震・津波災害への対策 3. 海岸侵食への対策 4. 総合的な危機管理対策の推進 <p>1. 高潮災害への対策</p> <p>(1) 海岸保全施設等による高潮災害に対する防護機能の向上 高潮災害に対応するため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設等については、嵩上げや消波設備・波返し等の改良、沖合施設の設置等の対策を図る。</p> <p>(2) 砂浜・松林等の自然防災機能の活用 海岸保全施設の整備と共に、砂浜や松林等の持つ波浪低減効果を活用して効果的な海岸の保全を図る。</p> <p>(3) 沿岸の土地利用変化に対応した高潮対策 都市化の進む埋立地など、防護区域の見直しが必要なところでは、適宜防護ラインの見直しを行い、海岸保全施設の整備もしくは土地利用の適正化を図る。</p>	海岸災害の脅威	<ul style="list-style-type: none"> 伊勢湾台風・13号台風の記憶 高潮等による被災 気候変動に伴う台風の強大化、海面上昇 	防護機能の低下	<ul style="list-style-type: none"> 海岸堤防の老朽化・洗掘等 水門・陸閘等の老朽化・操作性の悪さ 	砂浜の減少	<ul style="list-style-type: none"> 海岸侵食 自然の消波機能の低下 	地震・津波災害への不安	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震の発生可能性 液状化の危険性 津波災害の危険性 	災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸域に広がる低平地・ゼロメートル地帯 沿岸域への人口の集中 埋立地の都市化 地域防災体制づくりへの取組み 水門・陸閘等の運用時の安全性確保 	<p>3-2-2 海岸の防護の目標を達成するための施策</p> <table border="1" data-bbox="1288 890 1751 1305"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">キーワード</td> </tr> <tr> <td>海岸災害の脅威</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 伊勢湾台風・13号台風の記憶 高潮等による被災 気候変動に伴う台風の強大化、海面上昇 </td> </tr> <tr> <td>防護機能の低下</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 海岸堤防の老朽化・洗掘等 水門・陸閘等の老朽化・操作性の悪さ 気候変動による台風の強大化、海面上昇に伴う施設高の不足 </td> </tr> <tr> <td>砂浜の減少</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 海岸侵食 気候変動による海面上昇に伴う砂浜の減少・消失 自然の消波機能の低下 </td> </tr> <tr> <td>地震・津波災害への不安</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震の発生可能性 液状化の危険性 津波災害の危険性 </td> </tr> <tr> <td>災害への備え</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸域に広がる低平地・ゼロメートル地帯 沿岸域への人口の集中 埋立地の都市化 地域防災体制づくりへの取組み 水門・陸閘等の運用時の安全性確保 気候変動による海面上昇に伴う津波水位の上昇 気候変動による台風の強大化、海面上昇に伴う浸水区域の拡大、浸水深の増加 </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">海岸の防護に関する施策の方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高潮災害への対策 2. 地震・津波災害への対策 3. 海岸侵食への対策 4. 総合的な危機管理対策の推進 <p>1. 高潮災害への対策</p> <p>(1) 海岸保全施設等による高潮災害に対する防護機能の向上 高潮災害に対応するため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設等については、嵩上げや消波設備・波返し等の改良、沖合施設の設置等の対策を図る。 また、将来的な海面上昇や台風の強大化等の気候変動の影響に対し、海岸保全施設等の防護機能の維持・向上を図る。</p> <p>(2) 砂浜・松林等の自然防災機能の活用 海岸保全施設の整備と共に、砂浜や松林等の持つ波浪低減効果を活用して効果的な海岸の保全を図る。</p>		キーワード	海岸災害の脅威	<ul style="list-style-type: none"> 伊勢湾台風・13号台風の記憶 高潮等による被災 気候変動に伴う台風の強大化、海面上昇 	防護機能の低下	<ul style="list-style-type: none"> 海岸堤防の老朽化・洗掘等 水門・陸閘等の老朽化・操作性の悪さ 気候変動による台風の強大化、海面上昇に伴う施設高の不足 	砂浜の減少	<ul style="list-style-type: none"> 海岸侵食 気候変動による海面上昇に伴う砂浜の減少・消失 自然の消波機能の低下 	地震・津波災害への不安	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震の発生可能性 液状化の危険性 津波災害の危険性 	災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸域に広がる低平地・ゼロメートル地帯 沿岸域への人口の集中 埋立地の都市化 地域防災体制づくりへの取組み 水門・陸閘等の運用時の安全性確保 気候変動による海面上昇に伴う津波水位の上昇 気候変動による台風の強大化、海面上昇に伴う浸水区域の拡大、浸水深の増加
海岸災害の脅威	<ul style="list-style-type: none"> 伊勢湾台風・13号台風の記憶 高潮等による被災 気候変動に伴う台風の強大化、海面上昇 																						
防護機能の低下	<ul style="list-style-type: none"> 海岸堤防の老朽化・洗掘等 水門・陸閘等の老朽化・操作性の悪さ 																						
砂浜の減少	<ul style="list-style-type: none"> 海岸侵食 自然の消波機能の低下 																						
地震・津波災害への不安	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震の発生可能性 液状化の危険性 津波災害の危険性 																						
災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸域に広がる低平地・ゼロメートル地帯 沿岸域への人口の集中 埋立地の都市化 地域防災体制づくりへの取組み 水門・陸閘等の運用時の安全性確保 																						
	キーワード																						
海岸災害の脅威	<ul style="list-style-type: none"> 伊勢湾台風・13号台風の記憶 高潮等による被災 気候変動に伴う台風の強大化、海面上昇 																						
防護機能の低下	<ul style="list-style-type: none"> 海岸堤防の老朽化・洗掘等 水門・陸閘等の老朽化・操作性の悪さ 気候変動による台風の強大化、海面上昇に伴う施設高の不足 																						
砂浜の減少	<ul style="list-style-type: none"> 海岸侵食 気候変動による海面上昇に伴う砂浜の減少・消失 自然の消波機能の低下 																						
地震・津波災害への不安	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震の発生可能性 液状化の危険性 津波災害の危険性 																						
災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸域に広がる低平地・ゼロメートル地帯 沿岸域への人口の集中 埋立地の都市化 地域防災体制づくりへの取組み 水門・陸閘等の運用時の安全性確保 気候変動による海面上昇に伴う津波水位の上昇 気候変動による台風の強大化、海面上昇に伴う浸水区域の拡大、浸水深の増加 																						

2.4 海岸保全基本計画への記載内容(案)

① 三河湾・伊勢湾沿岸 防護部分に記載する内容案

現行基本計画記載内容	変更記載内容(案)
<p style="text-align: center;">2. 地震・津波災害への対策</p> <p>(1) 海岸保全施設等による地震・津波災害に対する防護機能の向上 海岸保全施設等の計画規模の津波を生じさせる地震により、津波到達前に機能を損なわないよう耐震対策を実施し防護機能の維持を図る。併せて、海水が天端を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは全壊に至る可能性を少しでも減らすといった減災効果を目指し、施設の効果を粘り強く発揮するための構造上の工夫を図る。</p> <p style="text-align: center;">構造上の工夫 ～巨大津波に対して粘り強い海岸堤防～</p> <div data-bbox="257 651 896 917">  <p>粘り強い海岸堤防 (新たな構造)</p> <ul style="list-style-type: none"> 堤防が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長く 堤防が全壊 (完全に流出した状態) に至る危険性を低減 <p>粘り強い海岸堤防のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ポイント① 法尻部の強化 ポイント② 陸側法面の補強 ポイント③ 天端被覆工の補強 <p>陸側の法面が崩れ落ちている例が多かった</p> </div> <p style="text-align: center;">粘り強い構造のイメージ図</p> <p>(2) 施設の耐震安定性の確保 海岸堤防や水門・陸閘等の耐震安定性を確保するため、施設の重要度や背後地の状況により必要に応じて補強対策・老朽化対策・液状化対策を図る。</p> <p style="text-align: center;">3. 海岸侵食への対策</p> <p>(1) 砂浜の保全・復元 養浜・離岸堤・突堤・人工リーフ(潜堤)等の設置などの手段を講じて砂浜の保全・復元を図る。また、施設の配置・規模については流砂系あるいはユニットの維持に配慮して決定することとする。</p> <p>(2) 施設の洗掘対策 侵食により発生する海岸堤防等の施設の洗掘に対しては、施設の安定性を確保するため、必要に応じて対策を図る。</p> <p style="text-align: center;">4. 総合的な危機管理対策の推進</p> <p>(1) 地域防災体制強化の推進 想定される高潮又は津波に対するハザードマップを作成すると共に、過去の災害等の経験を活かし、地域の現状に即した避難・誘導・情報伝達の仕組みとなる地域ネットワークを構築する。</p>	<p style="text-align: center;">2. 地震・津波災害への対策</p> <p>(1) 海岸保全施設等による地震・津波災害に対する防護機能の向上 海岸保全施設等の計画規模の津波を生じさせる地震により、津波到達前に機能を損なわないよう耐震対策を実施し防護機能の維持を図る。併せて、海水が天端を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは全壊に至る可能性を少しでも減らすといった減災効果を目指し、施設の効果を粘り強く発揮するための構造上の工夫を図る。</p> <p style="text-align: center;">構造上の工夫 ～巨大津波に対して粘り強い海岸堤防～</p> <div data-bbox="1377 635 2016 901">  <p>粘り強い海岸堤防 (新たな構造)</p> <ul style="list-style-type: none"> 堤防が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長く 堤防が全壊 (完全に流出した状態) に至る危険性を低減 <p>粘り強い海岸堤防のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ポイント① 法尻部の強化 ポイント② 陸側法面の補強 ポイント③ 天端被覆工の補強 <p>陸側の法面が崩れ落ちている例が多かった</p> </div> <p>(2) 施設の耐震安定性の確保 海岸堤防や水門・陸閘等の耐震安定性を確保するため、施設の重要度や背後地の状況により必要に応じて補強対策・老朽化対策・液状化対策を図る。</p> <p style="text-align: center;">3. 海岸侵食への対策</p> <p>(1) 砂浜の保全・復元 養浜・離岸堤・突堤・人工リーフ(潜堤)等の設置などの手段を講じて砂浜の保全・復元を図る。また、施設の配置・規模については流砂系あるいはユニットの維持に配慮して決定することとする。 将来的な気候変動による影響等も考慮し、モニタリングにより砂浜の変動傾向を把握し、対策を実施する「順応的砂浜管理」を行う。</p> <p>(2) 施設の洗掘対策 侵食により発生する海岸堤防等の施設の洗掘に対しては、施設の安定性を確保するため、必要に応じて対策を図る。</p> <p style="text-align: center;">4. 総合的な危機管理対策の推進</p> <p>(1) 地域防災体制強化の推進 想定される高潮又は津波に対するハザードマップを作成すると共に、過去の災害等の経験を活かし、地域の現状に即した避難・誘導・情報伝達の仕組みとなる地域ネットワークを構築する。</p>

2.4 海岸保全基本計画への記載内容(案)

① 三河湾・伊勢湾沿岸 防護部分に記載する内容案

現行基本計画記載内容	変更記載内容(案)
<p>(2) 施設の適切な維持管理・運用体制の構築 施設の老朽化に対し、維持管理費の削減や平準化を図る予防保全型の維持管理の導入を目的とした「長寿命化計画」を策定し、適切な施設の維持管理や保全に努める。 また、より効果的な防災対策や新工法等の新たな技術導入に取り組み、海岸保全施設の質的な向上を図っていく。 津波等の災害時に水門、陸開等の確実な閉鎖において、操作に従事する者の安全確保を最優先としつつ、閉鎖の確実性を向上させる効果的な管理運用体制の実現に取り組むとともに、必要に応じて、自動閉鎖化、遠隔操作化、常時閉鎖化、統廃合等を行う。</p> <p>(3) 危機管理対策の推進 危機管理対策目標である最大規模の高潮や津波が発生した場合でも「命を守る」という考え方で、地域毎の特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、地方公共団体の連携・協力の下、地域の活性化の観点も含めた総合的な防災対策を効果的・効率的に推進する。 具体的には、津波防災地域づくり法に基づき「津波浸水想定」の結果をもとに、県は「津波災害警戒区域」を設定し、市町村は「推進計画」の策定や津波・高潮ハザードマップ策定などのソフト面の対策を進めるとともに、県・市町村が避難路や避難施設の整備を行うなどのハード面の対策を推進していく。 併せて、最大規模の高潮や津波が最悪条件下で発生した場合の被害を想定、共有し、国、地方公共団体、企業等が講じる事前の備え（BCP の作成支援）の推進や、各主体が連携した災害対応体制等の整備に取り組んでいく。</p> <p>(4) 防災教育の推進 防災対策に対する地域住民の理解・積極的な参画を促すために、広報活動やイベントの開催などによる継続的な防災教育を推進する。</p>	<p>(2) 施設の適切な維持管理・運用体制の構築 施設の老朽化に対し、維持管理費の削減や平準化を図る予防保全型の維持管理の導入を目的とした「長寿命化計画」を策定し、適切な施設の維持管理や保全に努める。 また、より効果的な防災対策や新工法等の新たな技術導入に取り組み、海岸保全施設の質的な向上を図っていく。 津波等の災害時に水門、陸開等の確実な閉鎖において、操作に従事する者の安全確保を最優先としつつ、閉鎖の確実性を向上させる効果的な管理運用体制の実現に取り組むとともに、必要に応じて、自動閉鎖化、遠隔操作化、常時閉鎖化、統廃合等を行う。</p> <p>(3) 危機管理対策の推進 危機管理対策目標である最大規模の高潮や津波が発生した場合でも「命を守る」という考え方で、地域毎の特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、地方公共団体の連携・協力の下、地域の活性化の観点も含めた総合的な防災対策を効果的・効率的に推進する。 具体的には、津波防災地域づくり法に基づき「津波浸水想定」の結果をもとに、県は「津波災害警戒区域」を設定し、市町村は「推進計画」の策定や津波・高潮ハザードマップ策定、地域防災計画の改定、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成 などのソフト面の対策を進めるとともに、県・市町村が避難路や避難施設の整備を行うなどのハード面の対策を推進していく。 併せて、最大クラスの高潮や津波が最悪条件下で発生した場合の被害を想定、共有し、国、地方公共団体、企業等が講じる事前の備え（BCP の作成支援）の推進や、各主体が連携した災害対応体制等の整備に取り組んでいく。</p> <p>(4) 防災教育の推進 防災対策に対する地域住民の理解・積極的な参画を促すために、広報活動やイベントの開催などによる継続的な防災教育を推進する。 また、関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法を周知する。気候変動による地域のリスクの将来変化等の情報提供をし、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。</p>

2.4 海岸保全基本計画への記載内容(案)

② 熊野灘沿岸

防護部分に記載する内容案

現行基本計画記載内容	変更記載内容(案)
<p>はじめに</p> <p>熊野灘沿岸は、三重県伊勢市神前岬から和歌山県串本町潮岬に至る海岸延長約 1,088km の区域である。</p> <p>当沿岸は、熊野の急峻な山地が迫り、太平洋の激しい波浪の影響を受け、リアス式の岩礁海岸、大小の砂浜海岸など変化に富んだ雄大な景観を呈している。古くから熊野の山々と海とが一体となり、人々の生活に多大な恵みをもたらし、この地の風土・文化を育んでいる。</p> <p>大部分の地域が伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園の指定を受けており、貴重な動植物が生息、生育する場が数多く残されている地域である。また、本地域の温暖多雨な気候に育まれる亜熱帯、暖帯性の生物が多く見られ、本地域を北限としている動植物も見られる。さらには湾奥の静穏な海域を利用した漁業・港湾活動や海水浴、釣りなどの海洋性レクリエーションなど多様な海岸域の利用もなされている。</p> <p>このような自然環境や多様な海岸利用が見られる一方で、当沿岸はこれまでに伊勢湾台風をはじめとする高潮災害や東南海・南海地震による津波災害を受けてきた。こうした歴史的な背景から、災害時の安全性を求める気持ちは非常に強く、三重県・和歌山県では海岸災害の脅威から県民の生命・財産並びに県土を保全するため、海岸保全施設の整備と適正な管理を着実に進めてきたところである。</p> <p>しかし、沿岸域に設置されている海岸保全施設の中には築後 50 年以上を経過するものもあり、老朽化や洗掘等による機能低下が懸念されていることや、近年発生が予測されている南海トラフを震源域とする地震による災害を脅威としていることから、今後はこれらへの対策を進めていくことが必要となっている。</p> <p>一方、平成 11 年に改正された「海岸法」では、これまでの“災害からの海岸の防護”に加えて“海岸環境の整備と保全”及び“公衆の海岸の適正な利用”が目的に追加され、「防護」「環境」「利用」の 3 つが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するとともに、地域の特性を生かした海岸づくりを目指すこととなった。このため都道府県知事は、国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき学識経験者、関係市町村長、海岸管理者の意見を聴くとともに、地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を策定することとなった。</p> <p>このような背景の下、三重県・和歌山県では、熊野灘沿岸を広域的な視点でとらえ、海岸防護のための海岸保全施設の整備はもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した総合的な海岸保全を目的とした「熊野灘沿岸海岸保全基本計画」を策定し、各海岸の特性に応じた積極的な計画の遂行と適切な管理や利用を図ってきた。</p> <p>そのような中で、平成 23 年 3 月の東日本大震災による甚大な津波被害を契機として、地震・津波防災における新たな知見や、防護と減災という 2 つの外力レベルの考え方が国から提示された。</p> <p>また、平成 26 年 6 月の海岸法の改正では、津波・高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、保全施設の適切な維持管理の推進等の所要の措置を講じることとされた。</p> <p>これらを踏まえ、平成 28 年 3 月に、海岸保全基本計画の変更を行うこととした。</p>	<p>はじめに</p> <p>熊野灘沿岸は、三重県伊勢市神前岬から和歌山県串本町潮岬に至る海岸延長約 1,081km の区域である。</p> <p>当沿岸は、熊野の急峻な山地が迫り、太平洋の激しい波浪の影響を受け、リアス式の岩礁海岸、大小の砂浜海岸など変化に富んだ雄大な景観を呈している。古くから熊野の山々と海とが一体となり、人々の生活に多大な恵みをもたらし、この地の風土・文化を育んでいる。</p> <p>大部分の地域が伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園の指定を受けており、貴重な動植物が生息、生育する場が数多く残されている地域である。また、本地域の温暖多雨な気候に育まれる亜熱帯、暖帯性の生物が多く見られ、本地域を北限としている動植物も見られる。さらには湾奥の静穏な海域を利用した漁業・港湾活動や海水浴、釣りなどの海洋性レクリエーションなど多様な海岸域の利用もなされている。</p> <p>このような自然環境や多様な海岸利用が見られる一方で、当沿岸はこれまでに伊勢湾台風をはじめとする高潮災害や東南海・南海地震による津波災害を受けてきた。こうした歴史的な背景から、災害時の安全性を求める気持ちは非常に強く、三重県・和歌山県では海岸災害の脅威から県民の生命・財産並びに県土を保全するため、海岸保全施設の整備と適正な管理を着実に進めてきたところである。</p> <p>しかし、沿岸域に設置されている海岸保全施設の中には築後 50 年以上を経過するものもあり、老朽化や洗掘等による機能低下が懸念されていることや、近年発生が予測されている南海トラフを震源域とする地震による災害を脅威としていることから、今後はこれらへの対策を進めていくことが必要となっている。</p> <p>一方、平成 11 年に改正された「海岸法」では、これまでの“災害からの海岸の防護”に加えて“海岸環境の整備と保全”及び“公衆の海岸の適正な利用”が目的に追加され、「防護」「環境」「利用」の 3 つが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するとともに、地域の特性を生かした海岸づくりを目指すこととなった。このため都道府県知事は、国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき学識経験者、関係市町村長、海岸管理者の意見を聴くとともに、地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を策定することとなった。</p> <p>このような背景の下、三重県・和歌山県では、熊野灘沿岸を広域的な視点でとらえ、海岸防護のための海岸保全施設の整備はもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した総合的な海岸保全を目的とした「熊野灘沿岸海岸保全基本計画」を策定し、各海岸の特性に応じた積極的な計画の遂行と適切な管理や利用を図ってきた。</p> <p>そのような中で、平成 23 年 3 月の東日本大震災による甚大な津波被害を契機として、地震・津波防災における新たな知見や、防護と減災という 2 つの外力レベルの考え方が国から提示された。また、平成 26 年 6 月の海岸法の改正では、津波・高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、保全施設の適切な維持管理の推進等の所要の措置を講じることとされ、平成 28 年 3 月に、海岸保全基本計画の変更を行った。</p> <p>さらに、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言(令和 2 年 7 月)を踏まえ、過去のデ</p>

2.4 海岸保全基本計画への記載内容(案)

② 熊野灘沿岸

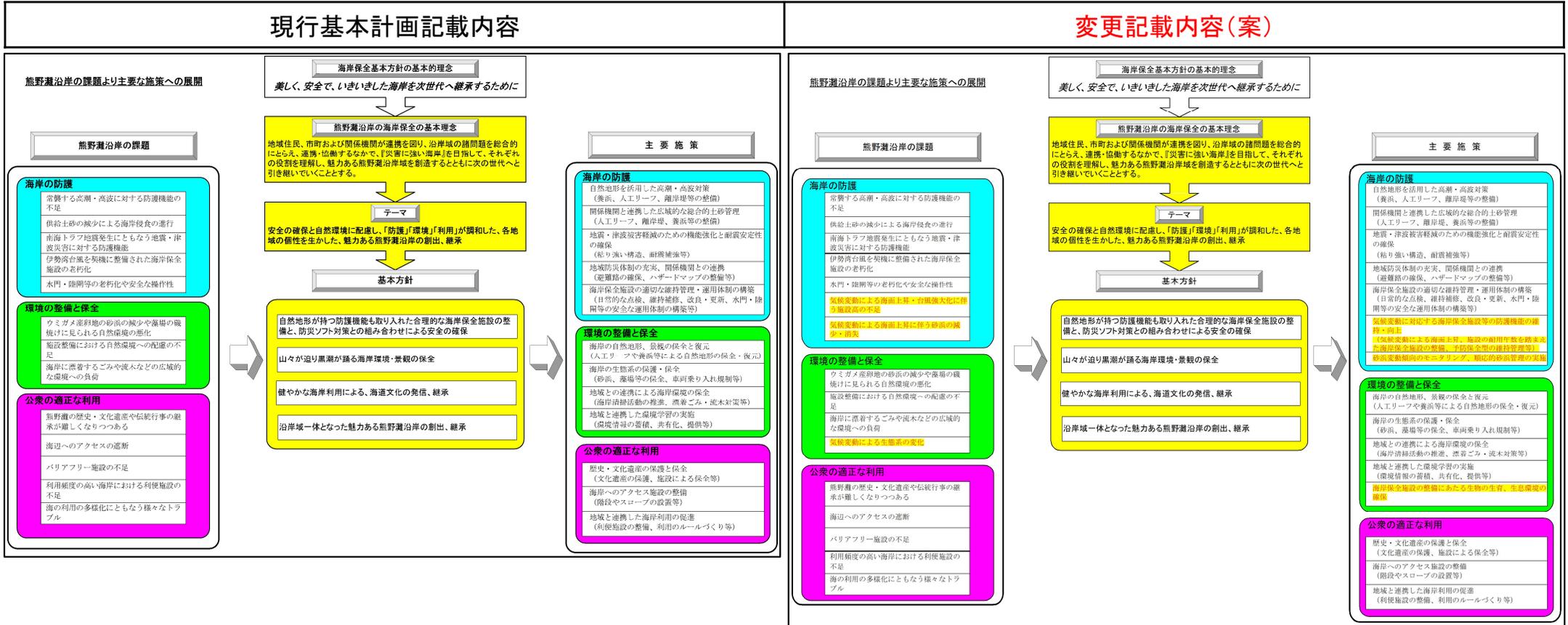
防護部分に記載する内容案

現行基本計画記載内容	変更記載内容(案)
	<p>一タに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するために、令和2年11月に海岸保全基本方針が変更された。また、令和3年7月に海岸保全施設の技術上の基準を定める省令が一部改正されるとともに、令和3年8月には気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等に関する技術的な助言や参考資料等が国から発出された。三重県・和歌山県では国の方針に基づき、気候変動の影響による平均海面水位の上昇や台風の強大化等を踏まえ、海岸保全施設等の計画外力の設定に必要な技術基準などを見直し、ハード対策やソフト対策を組み合わせ、気候変動適応策を具体化する検討を進めた。</p> <p>これらを踏まえ、令和7年〇月に、海岸保全基本計画の変更を行うこととした。</p> <p>なお、気候変動による影響については、現在入手可能なデータと最新の知見を最大限に活用し、可能な限り精度の高い予測を行った。しかしながら、気候変動予測は、その性質上、不確実性を完全に排除することができない。今後、さらなるデータ蓄積や予測技術の進展に伴い、予測結果が更新される可能性がある。また、気候変動影響の評価手法や適応策についても、技術開発の進展が期待される。</p> <p>従って、当計画は現時点における最良の知見に基づくものであることから、今後、新たな知見や予測データが得られた際には、速やかに内容を見直し、必要に応じて計画に反映し変更することとする。</p>

2.4 海岸保全基本計画への記載内容(案)

② 熊野灘沿岸

防護部分に記載する内容案



2.4 海岸保全基本計画への記載内容(案)

② 熊野灘沿岸

防護部分に記載する内容案

現行基本計画記載内容	変更記載内容(案)
<p>2-4 海岸の防護に関する事項</p> <p>2-4-1 海岸の防護の目標</p> <p>(1) 防護すべき地域</p> <p>本計画における防護すべき地域とは、海岸保全施設が整備されない場合に海岸背後の人命や財産に対して被害の発生が想定される以下の地域とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高潮からの防護 防護水準として設定した潮位および波浪が発生した場合の浸水区域とする。 ● 侵食からの防護 現在、侵食が進んだことで被害が発生もしくは発生することが予想される海岸とする。 ● 地震・津波からの防護 想定規模の地震が起こった場合に、津波や施設の沈下・崩壊に伴う浸水による被害が想定される区域 <p>(2) 防護目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高潮・高波に対する防護目標 ○海岸保全施設の整備を行う上での目標（施設整備目標） 最も沿岸に被害を与えた伊勢湾台風・昭和28年13号台風規模を基本に、伊勢湾台風以降発生した高潮被害も踏まえた高潮に対し、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。 ○少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない対策を図る上での目標（危機管理対策目標） 想定し得る最大規模の高潮に対し、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設の整備による効果と併せて、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進することを目標とする。 併せて、最悪の事態を想定、共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を推進することに取り組んでいく。 ● 侵食に対する防護目標 現状の汀線を維持すること、侵食の状況や環境、利用の状況から目的に応じて回復することを目標とする。 ● 地震及び津波に対する防護目標 ○海岸保全施設の整備を行う上での目標（施設整備目標） 南海トラフ沿いで発生する、発生間隔が数十年から百数十年に一度規模の地震・津波（レベル1(L1)津波）に対し、住民等の生命を守ることを最優先に、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。 ○少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない対策を図る上での目標（危機管理対策目標） 発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波（レベル2(L2)津波）に対し、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設の整備による効果と併せて、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進することを目標とする。 併せて、最悪の事態を想定、共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を推進することに取り組んでいく。 	<p>2-4 海岸の防護に関する事項</p> <p>2-4-1 海岸の防護の目標</p> <p>(1) 防護すべき地域</p> <p>本計画における防護すべき地域とは、海岸保全施設が整備されない場合に海岸背後の人命や財産に対して被害の発生が想定される以下の地域とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高潮からの防護 防護水準として設定した潮位および波浪が発生した場合の浸水区域とする。 ● 侵食からの防護 現在、侵食が進んだことで被害が発生もしくは発生することが予想される海岸とする。 ● 地震・津波からの防護 想定規模の地震が起こった場合に、津波や施設の沈下・崩壊に伴う浸水による被害が想定される区域 <p>(2) 防護目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高潮・高波に対する防護目標 ○海岸保全施設の整備を行う上での目標（施設整備目標） 最も沿岸に被害を与えた昭和28年13号台風・伊勢湾台風規模の台風を基本に、気候変動により中心気圧が低下した場合に想定される、高潮・波浪に対して、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、気候変動による海面上昇、施設の耐用年数を踏まえた海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。 ○少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない対策を図る上での目標（危機管理対策目標） 気候変動下の将来において想定し得る最大規模の高潮に対し、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設の整備による効果と併せて、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進することを目標とする。 併せて、最悪の事態を想定、共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を推進することに取り組んでいく。 ● 侵食に対する防護目標 現状の汀線を維持すること、侵食の状況や環境、利用の状況から目的に応じて回復することを目標とする。 気候変動による影響の予測や、モニタリングによる対策による効果を確認し、次の対策を検討する「順応的リスク管理」を行う。 ● 地震及び津波に対する防護目標 ○海岸保全施設の整備を行う上での目標（施設整備目標） 南海トラフ沿いで発生する、発生間隔が数十年から百数十年に一度規模の地震・津波（レベル1(L1)津波）に対し、住民等の生命を守ることを最優先に、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。 この際、気候変動による海面上昇、施設の耐用年数を踏まえた施設整備目標を検討する。 ○少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない対策を図る上での目標（危機管理対策目標） 発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波（レベル2(L2)津波）に対し、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設の整備による効果と併せて、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進することを目標とする。

2.4 海岸保全基本計画への記載内容(案)

② 熊野灘沿岸

防護部分に記載する内容案

現行基本計画記載内容	変更記載内容(案)
<p>2-4-2 防護の課題を解決し目標を達成するための施策</p> <p>(1) 高潮・高波に対する施策</p> <p><u>自然地形を活用した高潮・高波対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 継続的な波浪観測等により高潮・高波外力の変化を監視する。 関係機関と連携し一体的・計画的に海岸保全施設の整備を行う。 砂浜や岩礁等の自然地形を活用した防護機能を確保する。 沖合消波施設(離岸堤、人工リーフ等)と必要に応じ養浜を組み合わせた海岸保全施設の整備に努める。 <p>(2) 侵食に対する施策</p> <p><u>関係機関と連携した広域的な総合的土砂管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸環境や海岸利用にも考慮した侵食対策施設(離岸堤、人工リーフ、ヘッドランド等)の整備を行う。 砂浜が消失した海岸では必要に応じて養浜等によって砂浜の回復を図り、海岸侵食による浸水被害を防止する。 施設のみでの対応では現状の汀線を維持し続けることが困難な場合は、流砂系全体を捉えた海岸侵食の実態を把握し、関係機関と連携した一体的・計画的な砂浜の保全と回復を図る。 <p>(3) 地震及び津波に対する施策</p> <p><u>地震及び津波被害軽減のための機能強化と耐震安定性の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設等の計画規模の津波を生じさせる地震により、津波到達前に機能を損なわないよう耐震対策を実施し防護機能の維持を図る。併せて、海水が天端を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは全壊に至る可能性を少しでも減らすといった減災効果を目指し、施設の効果を粘り強く発揮するための構造上の工夫を図る。 <p>(4) 総合的な危機管理に対する施策</p> <p><u>地域防災体制の充実、関係機関との連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理対策目標である最大規模の高潮や津波が発生した場合でも「命を守る」という考え方で、地域毎の特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ総動員させる「多重防衛」の発想により、国、地方公共団体の連携・協力の下、地域の活性化の観点も含めた総合的な防災対策を効果的・効率的に推進する。 具体的には、津波防災地域づくり法に基づき「津波浸水想定」の結果をもとに、県は「津波災害警戒区域」を設定し、市町は「推進計画」の策定や津波・高潮ハザードマップ策定などのソフト面の対策を進めるとともに、県・市町が避難路や避難施設の整備を行うなどのハード面の対策を推進していく。併せて、最大規模の高潮や津波が最悪条件下で発生した場合の被害を想定、共有し、国、地方公共団体、企業等が講じる事前の備え(BCPの作成支援)の推進や、各主体が連携した災害対応体制等の整備に取り組んでいく。 <p><u>海岸保全施設の適切な維持管理・運用体制の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化に対し、維持管理費の削減や平準化を図る予防保全型の維持管理の導入を目的とした「長寿命化計画」を策定し、適切な施設の維持管理や保全に努める。 また、より効果的な防災対策や新工法等の新たな技術導入に取り組み、海岸保全施設の質的な向上を図っていく。 津波等の災害時京水門、閉鎖等の確実な閉鎖において、操作に従事する者の安全確保を最優先としつつ、閉鎖の確実性を向上させる効果的な管理運用体制の実現に取り組むとともに、必要に応じて、自動閉鎖化、遠隔操作化、常時閉鎖化、統廃合等を行う。 	<p>2-4-2 防護の課題を解決し目標を達成するための施策</p> <p>(1) 高潮・高波に対する施策</p> <p><u>自然地形を活用した高潮・高波対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 継続的な波浪観測等により高潮・高波外力の変化を監視する。 関係機関と連携し一体的・計画的に海岸保全施設の整備を行う。 砂浜や岩礁等の自然地形を活用した防護機能を確保する。 沖合消波施設(離岸堤、人工リーフ等)と必要に応じ養浜を組み合わせた海岸保全施設の整備に努める。 将来的な海面上昇や台風の強大化等の気候変動の影響に対し、海岸保全施設等の防護機能の維持・向上を図る。 <p>(2) 侵食に対する施策</p> <p><u>関係機関と連携した広域的な総合的土砂管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸環境や海岸利用にも考慮した侵食対策施設(離岸堤、人工リーフ、ヘッドランド等)の整備を行う。 砂浜が消失した海岸では必要に応じて養浜等によって砂浜の回復を図り、海岸侵食による浸水被害を防止する。 施設のみでの対応では現状の汀線を維持し続けることが困難な場合は、流砂系全体を捉えた海岸侵食の実態を把握し、関係機関と連携した一体的・計画的な砂浜の保全と回復を図る。 将来的な気候変動による影響等も考慮し、モニタリングにより砂浜の変動傾向を把握し、対策を実施する「順応的砂浜管理」を行う。 <p>(3) 地震及び津波に対する施策</p> <p><u>地震及び津波被害軽減のための機能強化と耐震安定性の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設等の計画規模の津波を生じさせる地震により、津波到達前に機能を損なわないよう耐震対策を実施し防護機能の維持を図る。併せて、海水が天端を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは全壊に至る可能性を少しでも減らすといった減災効果を目指し、施設の効果を粘り強く発揮するための構造上の工夫を図る。 <p>(4) 総合的な危機管理に対する施策</p> <p><u>地域防災体制の充実、関係機関との連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理対策目標である最大規模の高潮や津波が発生した場合でも「命を守る」という考え方で、地域毎の特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ総動員させる「多重防衛」の発想により、国、地方公共団体の連携・協力の下、地域の活性化の観点も含めた総合的な防災対策を効果的・効率的に推進する。 具体的には、津波防災地域づくり法に基づき「津波浸水想定」や水防法に基づき「高潮浸水想定」の結果をもとに、県は「津波災害警戒区域」・「高潮浸水想定区域」を設定し、市町は「推進計画」の策定や津波・高潮ハザードマップ策定などのソフト面の対策を進めるとともに、県・市町が避難路や避難施設の整備を行うなどのハード面の対策を推進していく。併せて、最大規模の高潮や津波が最悪条件下で発生した場合の被害を想定、共有し、国、地方公共団体、企業等が講じる事前の備え(BCPの作成支援)の推進や、各主体が連携した災害対応体制等の整備に取り組んでいく。

3.海岸保全基本計画の変更について

3.1 現行の海岸保全基本基本計画

(1) 三河湾・伊勢湾沿岸の基本理念の概要

三河湾・伊勢湾沿岸の「あるべき姿」とは、沿岸の人々に残る**伊勢湾台風**等の記憶を教訓とし、近年脅威となっている**大地震**への不安を払拭すべく、『**災害に強い海岸**』を目指すとともに、穏やかな内湾を背景として白砂青松で知られる海岸や湾内に存在する干潟や藻場などの多様な**自然環境の保全・復元**に努め、水辺で育まれてきた歴史的風土や生活文化・レクリエーション・産業活動などの**多様な場として地域の発展に寄与**するなど、これらが地域の特性をいかにしながら沿岸全体にバランスよく調和されることである。



3.1 現行の海岸保全基本基本計画

(2) 熊野灘沿岸の基本理念の概要

海岸は、国土狭あいな我が国にあって、その背後に多くの**人口・資産が集中している空間**であるとともに、海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら**生息・生育している貴重な空間**である。また、様々な利用の要請がある一方、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間である。さらに、このような特性を持つ海岸において、**安全で活力ある地域社会**を実現し、**環境意識の高まり**や**心の豊かさ**への要求にも対応する海岸づくりが求められている。これらのことから、国民共有の財産として「**美しく、安全で、いきいきした海岸**」を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。

■ 主な取り組み事例



3.1 現行の海岸保全基本基本計画

(3) 防護面の目標

防護

海岸の防護の目標

三河湾・伊勢湾沿岸

■防護の目標

高潮、地震・津波、海岸侵食の防護水準達成を目標とし、その中で海岸管理者は、防護対象となる地域の利用状況やニーズに応じて、現況調査・性能照査を行い適切な対策を実施する。また、対策の実施にあたっては、河川、港湾、漁港等の各管理者ならびに関係機関と連携し、事業を進めていくものとする。

○目標を達成するための施策

1. 高潮災害への対策
 - (1) 海岸保全施設等による高潮災害に対する防護機能の向上
 - (2) 砂浜・松林等の自然防災機能の活用
 - (3) 沿岸の土地利用変化に対応した高潮対策
2. 地震・津波災害への対策
 - (1) 海岸保全施設等による地震・津波災害に対する防護機能の向上
 - (2) 施設の耐震安定性の確保
3. 海岸侵食への対策
 - (1) 砂浜の保全・復元
 - (2) 施設の洗掘対策
4. 総合的な危機管理対策の推進
 - (1) 地域防災体制強化の推進
 - (2) 施設の適切な維持管理・運用体制の構築
 - (3) 危機管理対策の推進
 - (4) 防災教育の推進

熊野灘沿岸

■防護の目標

高潮、地震・津波、海岸侵食の防護水準達成を目標とし、その中で海岸管理者は、防護対象となる地域の利用状況やニーズに応じて、現況調査・性能照査を行い適切な対策を実施する。また、対策の実施にあたっては、河川、港湾、漁港等の各管理者ならびに関係機関と連携し、事業を進めていくものとする。

○目標を達成するための施策

1. 自然地形を活用した高潮・高波対策
 - ・養浜、人工リーフ、離岸堤等の整備
2. 関係機関と連携した広域的な総合的土砂管理
 - ・人工リーフ、離岸堤、養浜等の整備
3. 地震及び津波被害軽減のための機能強化と耐震安定性の確保
 - ・粘り強い構造、耐震補強など
4. 地域防災体制の充実、関係機関との連携
 - ・避難路の確保、ハザードマップの整備等
5. 海岸保全施設の適切な維持管理・運用体制の構築
 - ・日常的な点検、維持補修、改良・更新、水門・陸閘等の安全な運用体制の構築等

3.1 現行の海岸保全基本基本計画

環境

(4) 環境面の目標

海岸環境の整備及び保全の目標

三河湾・伊勢湾沿岸

■環境の目標

沿岸域における自然環境が、質・量共に生物にとって十分良好な状態で維持されることを目指し、沿岸住民と海岸環境の共生のために広域的・総合的に取り組んでいくものとする。

○目標を達成するための施策

1. 広域的・総合的な取り組み
 - (1) 一体的・計画的な事業の推進
2. 良好な生物・生息環境の保全・復元
 - (1) 良好な自然環境の保全・復元
 - (2) 生物の生息・生物環境に配慮した海岸整備の推進
 - (3) 水質・底質の改善
 - (4) 漂着流木等の対策
3. 海岸環境の保全・復元
 - (1) 自然公園・砂浜や松林等、優れた海岸景観の保全・復元
 - (2) 景観に配慮した海岸保全施設の整備
4. 自然と沿岸住民の共生
 - (1) 自然保護活動の推進
 - (2) 沿岸域の文化の保全・継承・創造

熊野灘沿岸

■環境の目標

海岸環境と沿岸住民の生活が共存し、熊野灘沿岸の豊かな自然環境を次世代へと引き継いでいくことを目標とする。

○目標を達成するための施策

1. 海岸の自然地形、自然景観の保全と復元
 - ・人工リーフや養浜等による自然地形の保全・復元
2. 海岸の生態系の保護・保全
 - ・砂浜、藻場等の保全、車両乗り入れ規制等
3. 地域との連携による海岸環境の保全
 - ・海岸清掃活動の推進、漂着ごみ、流木対策等
4. 地域との連携した環境学習の実施
 - ・環境情報の蓄積、共有化、提供等

3.1 現行の海岸保全基本基本計画

利用

(5) 利用面の目標

適正な利用の目標

三河湾・伊勢湾沿岸

■利用の目標

背後地の利用状況や利用者のニーズに配慮し、沿岸域の有効かつ適正な利用を目標として、海岸利用の快適性・利便性・有効性を高めるべく整備を行うこととする。

○目標を達成するための施策

1. 沿岸域の有効かつ適正な利用
 - (1) 港湾利用、漁港・漁場利用の促進
 - (2) 多様なメディアによる海岸利用のPR
2. 地域社会に密着した海岸空間の形成
 - (1) アクセスしやすい海岸の整備
 - (2) 各種施設へのユニバーサルデザインの採用
 - (3) 地域文化の保存・継承・創造
 - (4) 快適な海岸利用のための利便設備の整備
 - (5) 周辺地域との連携
3. 様々な海岸利用者の共存
 - (1) 利用者のマナー向上
 - (2) 多様化する海岸利用の共存

熊野灘沿岸

■利用の目標

海岸の利用状況、利用者のニーズに対応し、海岸が有効かつ適正に利用されることを目標とする。

○目標を達成するための施策

1. 歴史・文化遺産の保護と保全
 - ・文化遺産の保護、施設による保全等
2. 海岸へのアクセス施設の整備
 - ・階段やスロープの設置等
3. 地域と連携した海岸利用の促進
 - ・利便施設の整備、利用のルールづくり等

3.2 海岸保全基本計画変更の方向性

(1) 検討の流れ

外力の算定(高潮対策)

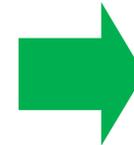
- 気候変動の影響を考慮した外力の算定
- 砂浜の順応的管理を視野に入れた対応の検討



施設整備目標の設定

- 気候変動将来予測の不確実性や施設の耐用年数を考慮した当面の施設整備目標の設定
- 対策必要区間の抽出

環境・利用との調和



総合的な対策の推進

- 多重防御
- ソフト対策



海岸保全基本計画の変更計画(原案)

3.2 海岸保全基本計画変更の方向性

(2) 計画変更における留意点

防護と環境

- 自然環境
砂浜や海浜植生、そこに生息する動物の減少などの影響
- 眺望や景観
眺望が阻害されることにより、景観だけでなく観光資源としての影響

防護と利用

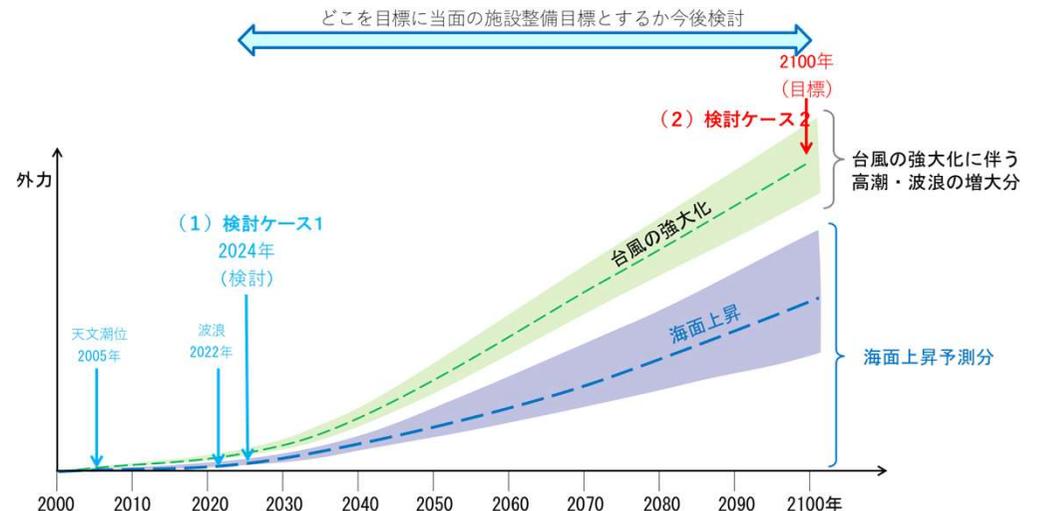
- 海岸利用の利便性自然環境
海浜などへのアクセスが低下する事による海岸利用への影響

防護

- 段階的整備
気候変動の不確実性や施設の耐用年数を考慮した施設防護目標(防護水準)の設定
- 危機管理対策目標
危機管理対策目標の対象外力に対する気候変動の影響を踏まえた総合的な対策



熊野灘沿岸 獅子岩
堤防の嵩上げを行うと、海岸へのアクセスが低下し、景観や観光利用に影響が出る可能性がある。



3.2 海岸保全基本計画変更の方向性

(3) 「海岸保全基本計画」の主な変更箇所 三河湾・伊勢湾沿岸

- 気候変動の影響を考慮した外力の上昇、砂浜の順応的管理への対応について関連する事項の変更を検討する。

三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画の目次構成

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

3. 海岸の保全の方向に関する事項

3-1 三河湾・伊勢湾沿岸の長期的なあり方

3-2 海岸の防護に関する事項

3-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項

3-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

3-5 沿岸保全の施策の実施に向けて

3-6 地域特性に応じた海岸保全の方向性

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1. 海岸管理者が行う海岸整備の基本方向

2. 海岸保全施設を整備しようとする区域

3. 海岸保全施設の受益の地域及びその状況と整備概要

◆第1章の内容を踏まえた、海岸保全施設の整備について検討

今回

“防護の目標”の見直し

○高潮

- ①これまでの伊勢湾台風規模を基本とした施設整備から、気候変動の影響を考慮した外力の検討
- ②気候変動の不確実性、施設の耐用年数を踏まえた施設整備目標の検討

○津波

- ①気候変動の影響を考慮した外力の検討
- ②気候変動の不確実性、施設の耐用年数を踏まえた施設整備目標の検討

○海岸侵食

・順応的砂浜管理

○総合的な防災対策

・総合的な津波防災、高潮防災の考え方の更新

前回

環境、利用との調和を踏まえた海岸保全について検討

今回

3.2 海岸保全基本計画変更の方向性

(4) 「海岸保全基本計画」の主な変更箇所 熊野灘沿岸

- 気候変動の影響を考慮した外力の上昇、砂浜の順応的管理への対応について関連する事項の変更を検討する。

熊野灘沿岸海岸保全基本計画の目次構成

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

2. 海岸の保全の方向に関する事項

2-1 海岸の概要

2-2 海岸の現況と課題

2-3 海岸の保全の方向に関する事項

2-4 海岸の防護に関する事項

2-5 海岸環境の整備及び保全に関する事項

2-6 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

2-7 施策の実施に向けた役割分担

2-8 ゾーンの設定

2-9 各海岸の整備の方向性

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1. 海岸管理者が行う海岸整備の基本方向

2. 海岸保全施設を整備しようとする区域

3. 海岸保全施設の受益の地域及びその状況と整備概要

今回

“防護の目標”の見直し

○高潮

①これまでの伊勢湾台風規模を基本とした施設整備から、気候変動の影響を考慮した外力の検討

②気候変動の不確実性、施設の耐用年数を踏まえた施設整備目標の検討

○海岸侵食

・順応的砂浜管理

○津波

①気候変動の影響を考慮した外力の検討

②気候変動の不確実性、施設の耐用年数を踏まえた施設整備目標の検討

○総合的な防災対策

・総合的な津波防災、高潮防災の考え方の更新

前回

環境、利用との調和を踏まえた海岸保全について検討

今回

◆第1章の内容を踏まえた、海岸保全施設の整備について検討

4. 三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

4. 三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

目次

はじめに

注) 本資料内のページ番号

海岸保全基本計画の策定にあたって

I. 計画の背景 ----- 6

I-1 平成 11 年海岸法改正の趣旨 ----- 6

I-2 平成 11 年海岸法改正のポイント ----- 7

I-3 平成 26 年海岸法改正のポイント ----- 7

I-4 令和 2 年海岸保全基本方針変更のポイント ----- 8

I-5 海岸保全の計画制度 ----- 9

II. 海岸保全の実施に向けて ～基本方針及び基本計画の作成～ ----- 10

II-1 海岸保全基本方針の概要 ----- 10

II-2 海岸保全基本計画の作成 ----- 11

III. 基本計画の変更にあたって ----- 15

第 1 章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 三河湾・伊勢湾沿岸の概要 ----- 18

1-1 海岸の概要 ----- 18

1-2 海岸整備の経緯 ----- 19

1-3 三河湾・伊勢湾の地勢 ----- 20

1-4 沿岸の気象 ----- 20

1-5 沿岸市町村の人口分布 ----- 21

1-6 沿岸域の歴史 ----- 21

1-7 沿岸域の地質 ----- 23

2. 三河湾・伊勢湾沿岸の現況と課題 ----- 24

2-1 防護面から見た現況と課題 ----- 24

2-2 環境面から見た現況と課題 ----- 42

2-3 利用面から見た現況と課題 ----- 60

2-4 沿岸域に対する住民の意識 ----- 74

2-5 三河湾・伊勢湾を考えるキーワード ----- 86

3. 海岸の保全の方向に関する事項 ----- 88

3-1 三河湾・伊勢湾沿岸の長期的なあり方 ----- 88

3-2 海岸の防護に関する事項 ----- 90

3-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項 ----- 94

3-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項 ----- 96

3-5 沿岸保全の施策の実施に向けて ----- 98

3-6 地域特性に応じた海岸保全の方向性 ----- 100

- ・三河湾・伊勢湾沿岸延長、海岸保全施設築年数(更新)
- ・気候変動による影響を明示的に考慮した対策への転換、最新の知見の活用(追記)

- ・参考文献の記載を「出典」から「資料」に変更

- ・令和 2 年海岸保全基本計画方針変更のポイント(追記)

- ・気候変動の影響を踏まえた防護水準、ハードとソフト面を組み合わせた対策、侵食メカニズムに基づく侵食対策、順応的砂浜の管理、海面上昇等を考慮した対応(追記)

- ・気候変動の影響については、関係者等と特に連携や調整を図る(追記)
- ・気候変動の影響に関する見込みの変化(追記)

- ・気候変動による影響を考慮した対策への転換(追記)
- ・令和 7 年度変更履歴(追記)
- ・委員名簿及び部会員名簿(更新)

- ・三河湾・伊勢湾沿岸延長、堤防築年数(更新)

- ・西暦と和暦の表記優先(変更)
- ・堤防築年数(更新)
- ・気候変動による影響を考慮した対策への転換(追記)

- 三河湾・伊勢湾沿岸延長、平均水深、流域人口、参考文献(更新)

- ・平均気温、月別平均気温、月別平均降水量データ(更新)

- ・愛知県、三重県沿岸市町における人口関連データ、参考文献(更新)

- ・参考文献の記載を「出典」から「資料」に変更
- ・東海製鉄(株)(現 日本製鉄(株))(追記)
- ・名古屋港、中部国際空港(写真更新)

4. 三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

目次

はじめに

注) 本資料内のページ番号

海岸保全基本計画の策定にあたって	
I. 計画の背景	6
I-1 平成 11 年海岸法改正の趣旨	6
I-2 平成 11 年海岸法改正のポイント	7
I-3 平成 26 年海岸法改正のポイント	7
I-4 令和 2 年海岸保全基本方針変更のポイント	8
I-5 海岸保全の計画制度	9
II. 海岸保全の実施に向けて ～基本方針及び基本計画の作成～	10
II-1 海岸保全基本方針の概要	10
II-2 海岸保全基本計画の作成	11
III. 基本計画の変更にあたって	15
第 1 章 海岸の保全に関する基本的な事項	
1. 三河湾・伊勢湾沿岸の概要	18
1-1 海岸の概要	18
1-2 海岸整備の経緯	19
1-3 三河湾・伊勢湾の地勢	20
1-4 沿岸の気象	20
1-5 沿岸市町村の人口分布	21
1-6 沿岸域の歴史	21
1-7 沿岸域の地質	23
2. 三河湾・伊勢湾沿岸の現況と課題	24
2-1 防護面から見た現況と課題	24
2-2 環境面から見た現況と課題	42
2-3 利用面から見た現況と課題	60
2-4 沿岸域に対する住民の意識	74
2-5 三河湾・伊勢湾を考えるキーワード	86
3. 海岸の保全の方向に関する事項	88
3-1 三河湾・伊勢湾沿岸の長期的なあり方	88
3-2 海岸の防護に関する事項	90
3-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項	94
3-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	96
3-5 沿岸保全の施策の実施に向けて	98
3-6 地域特性に応じた海岸保全の方向性	100

2-1-1 海岸災害の脅威

- ・伊勢湾台風による浸水状況(写真追加)
- ・近年の高潮の影響と将来予測(更新)
- ・参考文献(更新)

2-1-2 防護機能の低下

- ・台風名、台風番号の表記優先(変更)
- ・海岸保全施設築年数(更新)
- ・全ての海岸堤防、水門等について長寿命化計画を策定(追記)
- ・長寿命化計画の策定状況(表追加)
- ・堤防の補修、陸間の改築(写真追加)

2-1-3 砂浜の減少

- ・海岸環境整備状況(追記)
- ・洗掘対策(追記)
- ・岩礁海岸、人口海岸(写真更新)

2-1-4 地震災害への不安

- ・南海トラフ地震の発生確率、参考文献、南海トラフ沿いで発生する地震の多様性(更新)
- ・参考文献の記載を「出典」から「資料」に変更
- ・津波災害(更新)
- ・海岸保全施設による防護(追記)

2-1-5 災害への備え

- ・参考文献(更新)
- ・大規模な防護ラインの見直しは行っていないが、堤外地となる港湾等の埋立地では、地盤の嵩上げ等の高潮対策を実施(追記)
- ・ハードとソフトを組み合わせた対策と事例(追記)
- ・モーターブール嵩上げ、愛知県防災Web、ハザードマップ公開情報(写真追加)

4. 三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

目次

はじめに

注) 本資料内のページ番号

海岸保全基本計画の策定にあたって

I. 計画の背景	6
I-1 平成 11 年海岸法改正の趣旨	6
I-2 平成 11 年海岸法改正のポイント	7
I-3 平成 26 年海岸法改正のポイント	7
I-4 令和 2 年海岸保全基本方針変更のポイント	8
I-5 海岸保全の計画制度	9
II. 海岸保全の実施に向けて ～基本方針及び基本計画の作成～	10
II-1 海岸保全基本方針の概要	10
II-2 海岸保全基本計画の作成	11
III. 基本計画の変更にあたって	15

第 1 章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 三河湾・伊勢湾沿岸の概要	18
1-1 海岸の概要	18
1-2 海岸整備の経緯	19
1-3 三河湾・伊勢湾の地勢	20
1-4 沿岸の気象	20
1-5 沿岸市町村の人口分布	21
1-6 沿岸域の歴史	21
1-7 沿岸域の地質	23
2. 三河湾・伊勢湾沿岸の現況と課題	24
2-1 防護面から見た現況と課題	24
2-2 環境面から見た現況と課題	42
2-3 利用面から見た現況と課題	60
2-4 沿岸域に対する住民の意識	74
2-5 三河湾・伊勢湾を考えるキーワード	86
3. 海岸の保全の方向に関する事項	88
3-1 三河湾・伊勢湾沿岸の長期的なあり方	88
3-2 海岸の防護に関する事項	90
3-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項	94
3-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	96
3-5 沿岸保全の施策の実施に向けて	98
3-6 地域特性に応じた海岸保全の方向性	100

2-2-1 多様な自然環境

- ・西暦と和暦の表記優先(変更)
- ・参考文献(更新)
- ・干潟・浅場等の保全・復元(追記)
- ・藻場分布調査結果(追記)、県別藻場の現存面積・消滅面積(更新)、藻場面積の近年の推移(追記)
- ・梅田川河口部付近に生息していたヒダカアシは根絶に成功(追記)

2-2-2 特色のある海岸景観

- ・竹島、伊良湖岬灯台、前島と沖島、伊良湖港海岸(写真更新)
- ・愛知県や関連市町村の自然環境保全と事例(追記)
- ・老朽化した堤防の前面に大型波返し護岸を設置(写真追加)

2-2-3 湾内の水質の汚濁

- ・「汚染」を「汚濁」に変更・参考文献(更新)
- ・三河湾・伊勢湾沿岸延長(更新)
- ・環境基準(COD)の達成率の推移の比較、三海域の環境基準(全窒素・全りん)の達成率の推移(更新)
- ・本文の文言(修正)
- ・窒素、りん削減による漁業や生物生産性への悪影響(追記)
- ・底質の改善(追記)
- ・三河湾・伊勢湾における発生源別負荷量(COD)の推移、三河湾・伊勢湾における発生源別負荷量(窒素・りん)の推移と対応する本文(更新)
- ・「水質の保全と『豊かな海』の両立に向けた社会実験」(追記)
- ・汚水処理人口普及率と対応する本文(更新)
- ・水質、底質は生物にとって良好な自然環境にすることが必要(追記)
- ・貧酸素水塊の分布、苦潮発生状況の経年変化と対応する本文(更新)
- ・赤潮発生状況の経年変化と対応する本文(更新)
- ・閉鎖性の高い地理的条件や湾奥部における干潟・浅場の減少等(追記)
- ・過去の赤潮状況写真、写真説明文(更新)

2-2-4 海岸との共生

- ・注釈(追記)、海岸漂着物の回収等を重点的に行う区域(追加)
- ・参考文献(更新)
- ・参考文献の記載を「出典」から「資料」に変更
- ・潮目に集まる漂流物(写真追加)
- ・海岸保全活動の具体例と今後の展望(追記)
- ・油流出事故の発生件数と三河湾、伊勢湾の対応策(追記)
- ・油回収装置(写真追加)
- ・関連計画・法規制(更新)

4. 三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

目次

はじめに

注) 本資料内のページ番号

海岸保全基本計画の策定にあたって

I. 計画の背景 ----- 6

I-1 平成 11 年海岸法改正の趣旨 ----- 6

I-2 平成 11 年海岸法改正のポイント ----- 7

I-3 平成 26 年海岸法改正のポイント ----- 7

I-4 令和 2 年海岸保全基本方針変更のポイント ----- 8

I-5 海岸保全の計画制度 ----- 9

II. 海岸保全の実施に向けて ～基本方針及び基本計画の作成～ ----- 10

II-1 海岸保全基本方針の概要 ----- 10

II-2 海岸保全基本計画の作成 ----- 11

III. 基本計画の変更にあたって ----- 15

第 1 章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 三河湾・伊勢湾沿岸の概要 ----- 18

1-1 海岸の概要 ----- 18

1-2 海岸整備の経緯 ----- 19

1-3 三河湾・伊勢湾の地勢 ----- 20

1-4 沿岸の気象 ----- 20

1-5 沿岸市町村の人口分布 ----- 21

1-6 沿岸域の歴史 ----- 21

1-7 沿岸域の地質 ----- 23

2. 三河湾・伊勢湾沿岸の現況と課題 ----- 24

2-1 防護面から見た現況と課題 ----- 24

2-2 環境面から見た現況と課題 ----- 42

2-3 利用面から見た現況と課題 ----- 60

2-4 沿岸域に対する住民の意識 ----- 74

2-5 三河湾・伊勢湾を考えるキーワード ----- 86

3. 海岸の保全の方向に関する事項 ----- 88

3-1 三河湾・伊勢湾沿岸の長期的なあり方 ----- 88

3-2 海岸の防護に関する事項 ----- 90

3-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項 ----- 94

3-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項 ----- 96

3-5 沿岸保全の施策の実施に向けて ----- 98

3-6 地域特性に応じた海岸保全の方向性 ----- 100

- 2-3-1 多様な産業活動
- ・愛知県・三重県の沿岸域産業(更新)
 - ・漁港整備の展望(追記)
 - ・三河湾、伊勢湾の漁港数(更新)
 - ・参考文献(更新)
 - ・漁業生産推移データと対応する本文(更新)
 - ・愛知県における港湾施設の位置づけ(追記)
 - ・国際拠点港、重要港の説明(更新)
 - ・愛知県広域道路ネットワーク計画図(図追加)
- 2-3-2 多様化する利用活動
- ・コロナ前後の海岸施設利用所数の推移グラフおよび本文(追記)
 - ・セーリングワールドカップ、干潟の生きもの観察会(写真追加)
 - ・参考文献(更新)
 - ・プレジャーボート割合データ、プレジャーボートの海難発生状況の推移と対応する本文(更新)
 - ・プレジャーボートの係留、大田川の放置艇の状況(更新)
- 2-3-3 利便性の不足
- ・海岸等の空間づくり(追記)
 - ・海水浴等の利用を促進の実例(追記)

- 2-5-1 沿岸域の「防護」に関するキーワード
- ・気候変動による海面上昇に関するキーワード(追記)
- 2-5-2 沿岸域の「環境の整備及び保全」に関するキーワード
- ・生物多様性の保全、気候変動の影響に関するキーワード(追記)
- 2-5-3 沿岸域の「公衆の適正な利用」に関するキーワード
- ・気候変動の影響、コロナ、ユニバーサルデザインに関するキーワード(追記)

- ・気候変動による影響を考慮した防護水準の設定および海岸保全施設の整備(追記)

4. 三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

目 次

はじめに

注) 本資料内のページ番号

海岸保全基本計画の策定にあたって	
I. 計画の背景	6
I-1 平成 11 年海岸法改正の趣旨	6
I-2 平成 11 年海岸法改正のポイント	7
I-3 平成 26 年海岸法改正のポイント	7
I-4 令和 2 年海岸保全基本方針変更のポイント	8
I-5 海岸保全の計画制度	9
II. 海岸保全の実施に向けて ～基本方針及び基本計画の作成～	10
II-1 海岸保全基本方針の概要	10
II-2 海岸保全基本計画の作成	11
III. 基本計画の変更にあたって	15
第 1 章 海岸の保全に関する基本的な事項	
1. 三河湾・伊勢湾沿岸の概要	18
1-1 海岸の概要	18
1-2 海岸整備の経緯	19
1-3 三河湾・伊勢湾の地勢	20
1-4 沿岸の気象	20
1-5 沿岸市町村の人口分布	21
1-6 沿岸域の歴史	21
1-7 沿岸域の地質	23
2. 三河湾・伊勢湾沿岸の現況と課題	24
2-1 防護面から見た現況と課題	24
2-2 環境面から見た現況と課題	42
2-3 利用面から見た現況と課題	60
2-4 沿岸域に対する住民の意識	74
2-5 三河湾・伊勢湾を考えるキーワード	86
3. 海岸の保全の方向に関する事項	88
3-1 三河湾・伊勢湾沿岸の長期的なあり方	88
3-2 海岸の防護に関する事項	90
3-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項	94
3-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	96
3-5 沿岸保全の施策の実施に向けて	98
3-6 地域特性に応じた海岸保全の方向性	100

3-2-1 海岸の防護の目標

- ・伊勢湾台風規模の台風を基本に、気候変動踏まえた推算(追記)
- ・気候変動により中心気圧が低下した場合に想定される高潮・波浪(更新)
- ・気候変動による海面上昇、施設の耐用年数を踏まえた施設整備目標(追記)
- ・気候変動下の将来において想定(追記)
- ・「順応的砂浜管理」(追記)

3-2-2 海岸の防護の目標を達成するための施策

- ・気候変動による海面上昇に関するキーワード(追記)
- ・将来のため海岸保全施設等の防護機能の維持・向上を図る(追記)
- ・「順応的砂浜管理」(追記)
- ・避難計画、災害を想定した防災訓練(追記)

- ・生物多様性の保全、気候変動の影響による事象(追記)
- ・生物多様性の保全の具体例(追記)

- ・気候変動の影響、コロナ、ユニバーサルデザインに関するキーワード(追記)
- ・多様な主体による活動に対し、取組の連携、支援を行う(追記)

- ・衣浦港海岸、名古屋港海岸、福江港海岸、伊良湖港海岸、一色漁港海岸、西幡豆漁港全景、南知多海岸豊浜・師崎地区、師崎海岸篠島地区(写真更新)

5. 熊野灘沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

5. 熊野灘沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

目次

【第1編 海岸の保全に関する基本的な事項】

1. 熊野灘沿岸海岸保全基本計画の概要	1
1-1 目的	1
1-2 海岸保全基本方針の基本的理念	2
1-3 基本計画の変更にあたって	3
1-4 対象範囲	4
2. 海岸の保全に関する基本的な事項	5
2-1 海岸の概要	5
2-2 海岸の現況と課題	8
2-2-1 防護の現況と課題	8
2-2-2 海岸環境の現況と課題	26
2-2-3 海岸利用の現況と課題	45
2-3 海岸の保全の方向に関する事項	54
2-3-1 基本理念	54
2-3-2 基本方針	54
2-4 海岸の防護に関する事項	56
2-4-1 海岸の防護の目標	56
2-4-2 防護の課題を解決し目標を達成するための施策	57
2-5 海岸環境の整備及び保全に関する事項	59
2-5-1 海岸環境の整備及び保全の目標	59
2-5-2 環境の課題を解決し目標を達成するための施策	59
2-6 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	60
2-6-1 海岸における公衆の適正な利用の目標	60
2-6-2 利用の課題を解決し目標を達成するための施策	60
2-7 施策の実施に向けた役割分担	61
2-8 ゾーンの設定	62
2-9 各海岸の整備の方向性	66

はじめに

- ・熊野灘沿岸延長(更新)
- ・気候変動による影響を明示的に考慮した対策への転換、最新の知見の活用(追記)

- ・気候変動による影響を考慮した対策への転換(追記)

- ・気候変動による影響を考慮した対策への転換(追記)
- ・令和7年度変更履歴(追記)

- ・熊野灘沿岸延長(更新)

- ・熊野灘沿岸延長(更新)
- ・平均気温、平均降水量と対応する本文(更新)
- ・潮岬における波浪特性(更新)
- ・「リアス式海岸」を「リアス海岸」へ修正
- ・流域人口(更新)
- ・図内の熊野灘沿岸延長(更新)

- ・近年の港湾施設災害発生状況(追記)
- ・台風経路図、近年台風一覧表(更新)
- ・防護機能の維持(追記)
- ・策定された寿命化計画に基づき、予防保全型の維持管理を行っていく(追記)
- ・「リアス式海岸」を「リアス海岸」へ修正
- ・南海トラフ地震の発生確率(更新)
- ・「高潮浸水想定区域」(追記)
- ・三重県、和歌山県のハザードマップ公開状況(更新)

- ・藻場面積の近年の推移と対応する本文(更新)
- ・公共用水域環境基準の類型(更新)

- ・漁港の利用と漁業のタイトル(修正)

- ・熊野灘沿岸の過大より主要な施策への展開に対し気候変動による海面上昇による課題と主要な施策(追記)

5. 熊野灘沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

目次

【第1編 海岸の保全に関する基本的な事項】

1. 熊野灘沿岸海岸保全基本計画の概要	1
1-1 目的	1
1-2 海岸保全基本方針の基本的理念	2
1-3 基本計画の変更にあたって	3
1-4 対象範囲	4
2. 海岸の保全に関する基本的な事項	5
2-1 海岸の概要	5
2-2 海岸の現況と課題	8
2-2-1 防護の現況と課題	8
2-2-2 海岸環境の現況と課題	26
2-2-3 海岸利用の現況と課題	45
2-3 海岸の保全の方向に関する事項	54
2-3-1 基本理念	54
2-3-2 基本方針	54
2-4 海岸の防護に関する事項	56
2-4-1 海岸の防護の目標	56
2-4-2 防護の課題を解決し目標を達成するための施策	57
2-5 海岸環境の整備及び保全に関する事項	59
2-5-1 海岸環境の整備及び保全の目標	59
2-5-2 環境の課題を解決し目標を達成するための施策	59
2-6 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	60
2-6-1 海岸における公衆の適正な利用の目標	60
2-6-2 利用の課題を解決し目標を達成するための施策	60
2-7 施策の実施に向けた役割分担	61
2-8 ゾーンの設定	62
2-9 各海岸の整備の方向性	66

- ・伊勢湾台風規模の台風を基本に、気候変動踏まえた推算(追記)
- ・気候変動により中心気圧が低下した場合に想定される高潮・波浪(更新)
- ・気候変動による海面上昇、施設の耐用年数を踏まえた施設整備目標(追記)
- ・気候変動下の将来において想定(追記)
- ・「順応的砂浜管理」(追記)

- ・将来のため海岸保全施設等の防護機能の維持・向上を図る(追記)
- ・「順応的砂浜管理」(追記)
- ・「高潮浸水想定区域」(追記)

- ・海岸保全施設の整備に当たっては、生物の生育、生息環境の確保(追記)

- ・「リアス式海岸」を「リアス海岸」へ修正

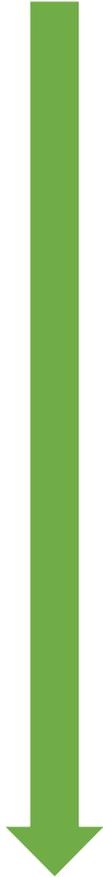
- ・「リアス式海岸」を「リアス海岸」へ修正

6. 今後のスケジュール

6. 今後のスケジュール

検討委員会・技術部会の経緯

協議	開催時期	内容
検討委員会技術部会 ①	令和5年9月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画変更が必要となった経緯 ・ 現行計画の防護目標、気候変動を踏まえた技術的検討方針
検討委員会 ①	令和5年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画変更が必要となった経緯 ・ 具体的な変更の方向性
検討委員会技術部会 ②	令和6年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状外力の試算結果 ・ 将来外力の試算結果
検討委員会技術部会 ③	令和6年9月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動を踏まえた計画外力の検討結果 ・ 気候変動を踏まえた計画外力による既存施設の評価結果
検討委員会 ②	令和6年10月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動を踏まえた計画外力の検討結果 ・ 気候変動を踏まえた計画外力による既存施設の評価結果 ・ 海岸保全基本計画の変更計画(原案)の作成(環境、利用)
検討委員会技術部会 ④	令和7年2月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動を踏まえた計画外力(設計津波)の検討結果 ・ 気候変動に対応する段階的な整備手法について ・ 海岸保全基本計画への記載内容(案)について(防護)
検討委員会 ③	令和7年3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動を踏まえた計画外力(設計津波)の検討結果 ・ 気候変動に対応する段階的な整備手法について ・ 海岸保全基本計画の変更計画(原案)の作成



6. 今後のスケジュール

海岸保全基本計画の本案作成変更及び対策に向けたスケジュール

令和7年3月

	令和5年度				令和6年度				令和7年度				
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	
計画外力の検討		→					→				設計指針改正作業		
海岸保全基本計画案作成 (環境・利用)	→												
海岸保全基本計画案作成 (防護)					→								
関係行政機関調整会議			○	○		○		○					
検討委員会技術部会		●		●		●		●					
検討委員会			○				○	○					
沿岸調整会議						→							
関係市町意見聴取										●			
県議会・常任委員会報告									●	●			
パブリックコメント										●			
計画変更 (大臣報告)										●			
設計指針改正 (現場実装)											●		